

## 17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録の成立

— 松前藩側の記録を中心に —

The Formation of Records Related to Koreans Drifted to Hokkaido in the 17th Century  
: Focusing on the Matsumae Domain Sources

シン ウォンジ (SHIN Wonji)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

### 要旨

元禄9年(1696)の朝鮮人の蝦夷地漂着事件をめぐる、松前藩側に伝わる『福山秘府』『朝鮮漂人部』、『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』、『漂流朝鮮人李先達呈辞』の三史料を比較し、その成立過程と相互関係を検討した。これら三史料はいずれも、事件当時で作成され、藩内で共有されていた文書群を基盤としつつ、藩政史料の総覧化、藩主家関係資料の整理、詩文交流の提示といった異なる目的に応じて取捨選択および編集されたものである。このため、三史料のいずれか一つを直系の祖本とみなすことはできない。漂着事件の記録には、藩政上の対応や送還における幕府や諸藩との連携が反映されているとともに、詩文交流に代表される文化的接触の側面も確認できる。本漂着事件は松前藩において多面的に記録された特異な事例であり、幕藩体制下の対外関係の枠組みの中に位置づけられる。

キーワード：松前藩、北海道、漂流民送還体制、李志恒、漂舟録、朝鮮

### Abstract

This study examines the Korean drift incident to Hokkaido in 1696 through a comparative analysis of three records transmitted within the Matsumae domain: *Fukuyama Hifu*, *Matsumae Kaki Furoku Gaikokubu*, and *Hyōryū Chōsenjin Risentatsu Teiji*. The analysis demonstrates that these three works do not derive from a single, fixed archetype. They were compiled on the basis of a corpus of documents concerning the incident that had been produced and shared within the domain at the time, and were later selected and edited in accordance with differing purposes, namely the comprehensive organization of records of the Matsumae domain, the systematic arrangement of materials related to the Matsumae clan, and the presentation of literary exchanges. The records of the incident reflect both administrative responses of the Matsumae domain and its coordination with the shogunate and neighboring domains in the process of repatriation, while also preserving evidence of cultural contact, most notably in the form of poetic exchanges. This drift incident therefore constitutes a distinctive case that was documented from multiple perspectives within the Matsumae domain and should be situated within the broader framework of foreign relations under the bakuhan system.

Keywords: Matsumae Domain, Hokkaido, Castaway Repatriation System, Lee Ji-hang, *Pyojurok*, Joseon

## 1. はじめに

元禄9年(1696、肃宗22)、蝦夷地<sup>1</sup>に8人の朝鮮人が漂着した。彼らは利尻島に漂着し、その後礼文島を経て宗谷へ渡る過程で<sup>2</sup>、アイヌと接触し、食料の援助や物々交換を通じた交流を行った。そして、アイヌの教えに従って南下する途中、羽幌付近で砂金採掘のために派遣されていた和人と遭遇し、松前まで護送された。その後、松前藩や幕府、諸藩の連携により本州へ送られ、津軽、江戸、大坂、対馬等を経て、翌年、朝鮮に送還された。

本漂着事件に関しては、朝鮮側の記録として『漂舟録』と『李志恒漂海録』、松前藩側の記録として『福山秘府』に収録された関連部分および『漂流朝鮮人李先達呈辞』等が伝わっており、これら四史料を中心に研究が進められている。朝鮮側の二つの記録はいずれも、漂流当事者の一人である李志恒(イ・ジハン)を中心に、漂流体験を日記形式で記している。李志恒は漢文を用いる素養を有しており、このことは松前藩側記録に残る書簡や漢詩の成立にもつながった。松前藩側の記録のうち、『福山秘府』は、漂流民の発見から本州へ護送するまでの松前藩の対応、ならびに李志恒による書簡や漢詩等を収録している。『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、李志恒が述べた漂流の経緯と、別離に際して交わされた漢詩の贈答を収録している(北海道大学附属図書館1990:215)。

関連記録の中で最も知られているのは『漂舟録』である。漢文で記されているが、韓国語訳および和訳が公刊されているため、日韓双方の関連研究において広く参照されている。日本の学界においては、池内(1994)により和訳が発表されたことを契機として、日本列島北方史の分野において注目されるようになった。特に、和人と遭遇する前までの記述には、北海道北部のアイヌの生活を具体的に記しているため、蝦夷錦や貂皮を中心とするサンタン交易や産物など、アイヌの交易に関する研究が行われている(中村1998;海保2000;西谷2008)。また、李志恒がアイヌおよび和人からの聞き取り、あるいは筆談によって知った地名やアイヌ語が、漢字やハングルで記されており、それらに関する研究も行われている(池内1994;中村2007a;中村2007b;中村2007c;中村2022;シン2023;山谷2025)。さらに、漂流民の日本認識(Ha2001)やアイヌとの交流とその認識に関する研究も行われている(池内2006)。

『福山秘府』は、漂流民の扱いおよび護送に関する手続きを詳細に記しているため、『漂舟録』との対照を通じて、本漂着事件を近世日朝間における漂流民送還体制の枠組みの中で検討した研究(金1996;池内1998;及川2013;Kim2017)が行われている。また、松前藩が漂流民に与えた品々の価値を検討し、李志恒の日本認識について考察した研究もある(Nam2006)。一方、李志恒の漢詩を主に収録する『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、彼を中心とした詩的交流や漂着地でのコミュニケーションに関する研究に用いられている(Hur2010;泊2022)。

朝鮮側の記録については、韓国国立中央図書館(National Library of Korea)所蔵『海行摠載』(請求記号:한貴古朝90-2)に収録されている『漂舟録』と、東京大学附属図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:J10:82)および韓国国立中央図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:한古朝60-71)の2種の筆写本が、池内(1994)によって全文紹介されている。さらに、Cui(2017)により、韓国国立中央図書館所蔵『李志恒漂海録』(請求記号:古2511-62-1)の異本が新たに紹介されている。『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、分量や叙述方式に違いがみられるものの、いずれも李志恒が記した不伝の記録をもとに縮約もしくは再叙述された二次記録であり、18世紀の実学者を中心とした朝鮮の知識人層において「蝦夷」という地域に関する情報を提供する書籍として流通していたと指摘されている(池内1994;Cui2017)。

朝鮮側の記録については、記録間の関係や伝来の過程が徐々に明らかにされつつあるのに対し、松前藩側の記録については、個別史料を対象とした研究は存在するものの、それら相互の関係性については十分に検討されていない。本稿では、元禄9年の朝鮮人漂着事件に関する松前藩側の記録である『福山秘府』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』に加え、シン(2024b)によって新たに紹介された『松前家記附録外国部』所収の記録を対象とし、書誌学的整理を行うとともに、史料間の関係を明らかにする。さらに、異本や写本の存在に注目しつつ、その伝来過程を検討し、同事件が松前藩においていかなる歴史的意味を持っていたのかを考察する。

なお、本稿の本文および付録における漢字表記は、原則として常用漢字を用いたが、固有名詞および常用漢字表にないものについては正字を使用した<sup>3</sup>。また、本稿における『漂舟録』からの引用は、池内(1994)

による和訳に基づき、韓国古典総合 DB の原文および韓国語訳を参照して修正を加えた。

## 2. 松前藩側記録の書誌的検討および内容構成

松前藩側の記録である『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収録された元禄 9 年 (1696) の朝鮮人漂着事件に関する記録について、各史料の書誌情報を整理し、その内容構成を確認する。そのため、『福山秘府』は付録 1、『松前家記附録外国部』は付録 2、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は付録 3 に全文を示した。三史料には重複する記述が多くみられるため、比較を容易にする目的で原文を構成上 A～F に区分し、改行と日付、署名等に基づいて便宜的に番号を付してその大意を添えた。表記は [A-1] のように示し、記録間で同一内容の場合は、同じ記号と番号にした。なお、三史料のうち『福山秘府』が最も分量が多いため、これを基準として番号を付し、『福山秘府』に記載のない部分については [『福山秘府』未収] と表示した。

### 2.1. 『福山秘府』「朝鮮漂人部」

『福山秘府』は、松前藩家老松前広長が当時現存していた公私の記録および諸書をもとに編纂した分類別の松前藩史料集成であり、安永 5 年 (1776) 10 月に藩主松前道広の命を受け、安永 9 年 (1780) 12 月に脱稿した (北海道庁 1936: 1; 北海道大学附属図書館 1990: 52)。松前広長は、「序」において『福山秘府』の編纂の動機を述べている。それによれば、松前藩の旧記類の記述を是正することを決意し、諸史料を渉猟して「巡行、朝覲、職貢、戸籍、租税、法令、貨物、蝦夷之乱及漂着、仏寺、祠廟之年数、藩主之詩歌、山海之物品、諸雑事」の各標目および年次を定め、それに沿って史料を収集し、後人に是正を仰ごうとした (北海道庁 1936: 6; 新藤 2009: 439)。

『福山秘府』は、欠落部分を除き、北海道庁 (1936) によって、当時北海道庁所蔵本を底本として活字翻刻がなされた。底本となった北海道庁所蔵本は、大蔵省が松前子爵家より借写した 23 巻本の写しであるという (北海道庁 1936: 2)。『福山秘府』はその目録によると全 60 巻で構成されており、元禄 9 年の朝鮮人漂着事件は、第 30 巻および第 31 巻に「朝鮮漂人部」として収録され、第 32 巻「他国漂人部」以降は欠本となっている (北海道庁 1936: 3-5)。北海道庁所蔵の

旧記類は、現在は北海道立文書館資料として利用されている (佐藤 2001)。

「朝鮮漂人部」が収録されている北海道立文書館所蔵の 2 種の写本 (請求記号: 旧記 1258・1259、旧記 1266・1267) では、「朝鮮人漂着之卷三十」と「朝鮮人漂着之卷三十一」と題されている。これに対して、活字翻刻本では、「朝鮮漂人部上卷之三十」および「朝鮮漂人部下卷之三十一」と題されており、これは目録の記載に従ったものと考えられる。本稿では、便宜上、同漂着事件に関する記事全体を「朝鮮漂人部」と略記する。なお、付録 1 は、北海道立文書館所蔵本 (旧記 1266・1267) を底本として作成したものである<sup>4</sup>。

「朝鮮漂人部」の分量はおよそ 18,500 字であり、その内容構成は大きく六つに区分できる。第一 [A] は、「元禄九丙子年夏五月、西蝦夷地礼不武支利漂着、朝鮮人李先達手啓」と題される、李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛<sup>5</sup>に宛てた書簡である。元禄 9 年 5 月 20 日付で、自らの身分と漂流の経緯を述べ、日本側に対し救助と食料の提供、帰国までの護送を懇願している。

第二 [B] は、漂流民を発見した金山奉行新谷十郎兵衛が、漂流民を松前まで護送するために藩内で交わされた、護送や到着後の取扱いに関する一連の文書で構成される。そこには、護送経路や注意事項を記した廻文、宿舎前に掲示された規制札や勤番の指示、さらに到着時の行列順を示す文書などが含まれている。

第三 [C] は、「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題する、7 月 20 日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡である。その内容は、漂流の経緯や救援および送還の要望のほか、同行者の身分、物資ならびに防寒衣の不足、滞在中の要望などを述べたものである。また、朝鮮における宗教や儒道、年中行事に関する説明も含まれている。

第四 [D] は、朝鮮漂流民の松前から江戸、さらに対馬経由での送還に関する一連の文書で構成される。松前藩が江戸幕府から下付された奉書や廻文、江戸への護送計画、駄賃馬や人足の手配、対馬藩江戸屋敷への引渡し、御朱印の老中上呈、随行者への行動指示などが含まれる。また、護送途上の諸藩領境での出迎え人員や馬・駕籠の手配方法、松前藩から朝鮮人へ贈られた物品や、彼らが残した船具などの受取書、対馬藩への船の引渡しや、本国到着を知らせる対馬藩からの書簡控なども含まれている。

第五 [E] は、朝鮮詞とその発音、朝鮮における尺量法および布の寸法に続き、松前城下に滞在中の李志

恒らが、藩主や高橋浅右衛門、松前藩家老に宛てて送った一連の書簡で構成される。内容は、訪問や厚意に対する謝意、占いや詩の送付、病気による書写の不出来や書状遅延への謝罪、衣服や油紙など物資の支給要望、帰国できることへの喜びなど、多岐にわたっている。

第六 [F] は、「朝鮮漂人李先達詩章」と題された、李志恒の詩作を収めたものである。松前を離れた後の別離の思いや松前での記憶を振り返る詩、江戸に近づいて富士山を詠んだ詩があり、異国の風景に旅愁を重ねた心境が示されている。また、松前滞在中には高橋浅右衛門への贈詩や、漂着から数か月後に家族を案じつつ長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩も見られる。さらに「附録」には、慧海との唱和や次韻が収められており、故郷を離れ異郷にある者同士が詩を通じて心情を交わした様子が示されている。

## 2.2. 『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』

『松前家記附録外国部』にも元禄9年の朝鮮人漂着事件に関する記録が確認でき、その書誌情報や内容はシン(2024b)によって整理されている。ここでは、同研究を踏まえて書誌情報を概観する。

『松前家記』は、旧藩儒臣新田千里によって明治10年(1877)に起稿され、明治11年(1878)9月に脱稿した松前家の系譜である(松前町史編集室1974:3-4)。松前藩政以降に成立した記録ではあるが、その基盤には松前藩の史料が参照されており、また藩祖武田信広(永享3年~明応3年)から十三代松前徳広(天保15年~明治元年)に至るまでを対象としていることから、本稿では便宜上松前藩側の記録として位置づける。公刊には至らず、転写本として流通したと推定されている(新藤2008)。その写本の伝来については明らかではないが、北海道立文書館をはじめ、北海道大学附属図書館や函館市中央図書館などに所蔵が確認されており、現存する写本は数種に及んでいる。北海道立文書館所蔵本『松前家記附録共完』(請求記号:旧記1182)を底本として、松前町史編集室(1974)により活字翻刻が行われている。解題によると、北海道立文書館所蔵本は、明治14年(1881)に松前家所蔵本を筆写したものであるという(松前町史編集室1974:4)。『松前家記附録共完』は、『松前家記』一~七および附録一~三から構成されており、このうち一~七は藩主の年表的な編年誌、附録一~三は

松前家の夫人および子女の略伝を内容としている(北海道大学附属図書館1990:70)。

北海道大学附属図書館にも、松前家所蔵本をもとに大正11年(1922)に筆写したと注記される『松前家記上』(請求記号:旧記0618(1))と『松前家記下』(請求記号:旧記0618(2))が所蔵されている(北海道大学附属図書館1990:70)。シン(2024b)によると、これらは厳密には松前家所蔵本を底本にした北海道立文書館所蔵本(旧記1182)を筆写したものと推定されている。『松前家記上』には一~四を、『松前家記下』には五・六から附録三までが収録されている。さらに、北海道大学附属図書館には、新田千里の自筆本とされる『松前家記一』(請求記号:旧記0617(1))~『松前家記七』(請求記号:旧記0617(6))、および『松前家記附録一』(請求記号:旧記0619(1))~『松前家記附録三』(請求記号:旧記0619(3))も所蔵されている。加えて、附録の連番として『松前家記附録外国部』(請求記号:旧記0619(4))および『松前家記附録文書部』(請求記号:旧記0619(5))も確認できる<sup>6</sup>。

北海道大学附属図書館の内容説明によると、『松前家記附録外国部』には朝鮮漂客李先達関係資料、ロシア人の千島南下年表、安永8年(1779)厚岸におけるロシア人との対話書、天保2年(1831)厚岸ウラヤコタンでの異国船事件が収められ、『松前家記附録文書部』には秀吉や家康を含む歴代将軍の朱印状等の写しを収録している(北海道大学附属図書館1990:70)。なお、『松前家記』の活字翻刻本を含め、他の写本類には附録外国部および附録文書部の内容は含まれておらず、現時点で確認できるのは北海道大学附属図書館所蔵本に限られる。『松前家記附録外国部』に収録されている各内容には見出しがなく、朝鮮人漂着事件の記録も標題は付されていないが、本稿では所蔵先である北海道大学附属図書館の内容説明に従い「朝鮮漂客李先達関係資料」と称する。

「朝鮮漂客李先達関係資料」の分量はおよそ4,000字であり、その内容は大きく四つに区分できる。第一は序文にあたる部分で、漂着から送還に至る朝鮮人漂着事件の経過が日付順に整理されている。また、8名の漂流民および松前藩側などの対応者の氏名も記載されている。なお、このように事件全体を整理した記載は『福山秘府』にはみられない。

序文の後に「漂人文章」との題が付されており、残り三つの区分全体を示す題と解される。第二 [A] は、

李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛に宛てた書簡であり、その内容は『福山秘府』に収められたものと同じである。署名の後には、「これは新谷十郎兵衛に接見して贈った書簡である」（訳文）との編者による説明が記されている。第三[C]は、7月20日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡であり、その内容は『福山秘府』に「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題して収められているものと同じであるが、本書には題が付されていない。これに続く第四[E]も特に題を欠き、第三の末尾に「又」を挟んで書き継がれている。

第四[E]は、松前城下に滞在中の李志恒らが、藩主や高橋浅右衛門、松前藩家老に宛てて送った一連の書簡で構成される。『福山秘府』では、この部分に含まれる一書簡[E-4]に「漂人文章」との題が掲げられているが、『松前家記附録外国部』ではこれが転用され、「朝鮮漂客李先達関係資料」を包括する見出しとして用いられていると考えられる。ただし、『福山秘府』に収録されていた朝鮮詞や朝鮮の尺量法に関する記述は、本書には収められていない。

### 2.3. 『漂流朝鮮人李先達呈辞』

『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、元禄9年に漂着した朝鮮人一行のうち李志恒が述べた漂流事情と、別離に際して交わされた漢詩の贈答を記したものであり、同年に成立したとされている（北海道大学附属図書館1990: 215）。このため、関連記録の中でも最も早期に成立した史料と位置づけられている（Hur 2010）。『福山秘府』や『松前家記附録外国部』に収録された本漂着事件の記録とは異なり、独立した冊子として伝来している。現存は4種確認されており、うち北海道大学附属図書館に1種、北海道立文書館に3種が所蔵され、いずれも写本である。

北海道大学附属図書館所蔵本（請求記号：旧記0532）は、表紙の題簽に「漂流朝鮮人李先達呈辞完」と記され、また巻首標題も同様の題を掲げている。最終頁には奥付として「昭和8年（1933）6月、北海道庁蔵書より借写した」（訳文）と記されており、表紙の裏には「北海道帝国大学附属図書館 100545 JUL 1 '33」と受入印が確認できることから、同年7月1日に受け入れられたことがわかる。

北海道立文書館には、「漂流朝鮮人李先達呈辞 完」と題されたものが2種（請求記号：旧記2091、旧記2276）、「漂流朝鮮人李先達呈辞 全」と題されたものが1種（請求記号：旧記2058）所蔵されている。

旧記2091は、開拓使函館支庁十三行罫紙に筆写されており、巻頭に「北海道庁図書之印」が捺されている。旧記2276も開拓使函館支庁十三行罫紙に筆写されており、巻頭には「札幌県図書印」と「北海道庁図書之印」の二つの所蔵印が確認できる。旧記2058は、北海道庁十三行罫紙に筆写されており、表紙に「北海道庁図書之印」が捺されている。

前述のとおり、北海道庁の旧記類は現在北海道立文書館に移管されており、北海道大学附属図書館本の底本も、同館に伝わる3種の写本のいずれかに求められると推定される。なかでも、同じ標題「漂流朝鮮人李先達呈辞 完」を掲げる2種に注目し、北海道大学附属図書館所蔵本と比較すると、いくつかの差異が確認できる。北海道大学附属図書館本は、本文が始まる前に標題が改めて記載されている。旧記2276も同様に本文前に標題を掲げているが、旧記2091には本文の前に標題が見られない。また人名表記においても、北海道大学附属図書館本と旧記2276では新谷十郎兵衛を「新谷十郎兵衛」と記しているのに対し、旧記2091では「新谷重郎兵衛」となっている。以上の点から、北海道大学附属図書館本の底本は旧記2276である可能性が高い。

北海道立文書館所蔵本の筆写時期については、罫紙に着目すると、旧記2058は北海道庁の罫紙に筆写されているのに対し、旧記2091および旧記2276は開拓使函館支庁の罫紙に筆写されている。このことから、旧記2091と旧記2276は旧記2058よりも筆写時期を早く遡らせることができ、旧記2058は他の二つより後代の写本とみなされる。なお、函館支庁十三行罫紙は明治8年（1875）以降に使用されたとされている（佐藤 2001）。したがって、旧記2091と旧記2276は、明治8年から開拓使が廃止された明治15年（1882）2月までの間に筆写されたと推定される。以上の検討から、本稿では、北海道大学附属図書館本の底本と推定され、かつ筆写時期も早いと考えられる北海道立文書館の旧記2276に拠り、その全文を付録3に示すこととした。

『漂流朝鮮人李先達呈辞』の分量はおよそ3,500字で、その内容は大きく三つに区分できる。第一[A]は、「元禄九丙子年夏五月漂着、朝鮮人先達手啓」と題された、李志恒が羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛に宛てた書簡である。第二[C]は、「朝鮮国漂人李志恒呈辞」と題される、7月20日付で李志恒が松前藩主に宛てた書簡であり、『福山秘府』および『松前家記

『附録外国部』にも共通して収められている。

第三 [F] は、李志恒の詩作を収めた部分で、第二 [C] に続いて「客懐」との題名が掲げられている。収録内容は、『福山秘府』の「朝鮮漂人李先達詩章」[F] とほぼ同一であるが、『福山秘府』に見える松前を離れた後に作成された詩 [F-1] ～ [F-3] や、松前滞在中に高橋浅右衛門に贈った詩 [F-5] は含まれていない。また、『福山秘府』では李志恒と慧海との唱和・次韻が「附録」というタイトルの下に収められているが、本書にはそのような「附録」の題は付されていない。一方で、泊 (2022) でも指摘されているように、[F-4] の第2首目は、本書のみ収録され、『福山秘府』には見られない。

### 3. 記録間の関係について

『福山秘府』「朝鮮漂人部」、『松前家記附録外国部』「朝鮮漂客李先達関係資料」、『漂流朝鮮人李先達呈辞』の三史料は、いずれも元禄9年(1696)の朝鮮人漂着事件を記録しているが、内容の重複が多く見られ、相互の関係をめぐる検討が必要となる。これまでも、『福山秘府』の「朝鮮漂人李先達詩章」と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の比較を行った泊 (2022)、『福山秘府』と『松前家記附録外国部』の関係を論じたシン (2024b) といった部分的な研究はあるが、松前藩側の三史料を通覧的に比較し、その成立過程や依拠関係を包括的に論じた例は少ない。

ここでは、まず三史料の内容構成を相互に比較し、

共通点と相違点を全体的に整理する。そのうえで、分量が最も多く、他の二史料をほぼ包括している『福山秘府』を基準とし、『松前家記附録外国部』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』がいかなる形で『福山秘府』と対応し、また相違しているのかを検討することで、三史料の成立過程と相互関係を明らかにすることを試みる。

#### 3.1. 松前藩側記録の内容構成の比較

松前藩側の三史料の成立時期と分量をみると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は事件当時の元禄9年に成立した最も早期の記録とされ、約3,500字と比較的短く、主に詩文を収録している。『福山秘府』は安永9年(1780)に成立した松前藩の藩政記録を分類整理した編纂史料であり、「朝鮮漂人部」の分量はおよそ18,500字と三史料の中で最も多く、他の二史料をほぼ包括する内容を有する。『松前家記』は明治11年(1878)に成立したもので、『松前家記附録外国部』に収められた「朝鮮漂客李先達関係資料」の分量は約4,000字と簡略で、主に李志恒の書簡を収録している。

松前藩側記録の内容構成については、図1に示す。『福山秘府』を基準に[A]～[F]の区分に整理すると、『松前家記附録外国部』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』はいずれも李志恒の主要な書簡[A・C]を収録している。一方、松前までの護送に関する藩内文書[B]や、江戸への護送や送還手続きに関する松前藩・幕府・対馬藩等の文書[D]は『福山秘府』にのみ含まれている。さらに、『松前家記附録外国部』は

図1 松前藩側記録における内容構成の対照

『福山秘府』 「朝鮮漂人部」 (約18,500字)	『松前家記附録外国部』 「朝鮮漂客李先達関係資料」 (約4,000字)	『漂流朝鮮人李先達呈辞』 (約3,500字)
	漂流事件の概要	
[A] 「朝鮮人李先達手啓」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡	[A] 「漂人文章」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡	[A] 「朝鮮人先達手啓」 李志恒から新谷十郎兵衛への書簡
[B] 松前までの護送に関する 藩内文書		
[C] 「朝鮮国漂人李志恒呈辞」 李志恒から松前藩主への書簡	[C] 李志恒から松前藩主への書簡	[C] 「朝鮮国漂人李志恒呈辞」 李志恒から松前藩主への書簡
[D] 江戸への護送・送還に 関する往復文書		
[E] 李志恒の付記と書簡群	[E] 李志恒の書簡群	
[F] 「朝鮮漂人李先達詩章」 李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻		[F] 「客懐」 李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻

李志恒の書簡群 [E] を、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻 [F] をそれぞれ収録している。また、『松前家記附録外国部』には、序文にあたる部分として漂着から送還に至る事件の経過を日付順に整理した記述があり、これは他の記録には見られない独自の要素といえる。

以下では、松前藩側で作成された三史料の内容構成を踏まえ、松前藩側記録における記事の取捨選択および配列の特徴をより具体的に提示する。そのために、事実関係そのものを確認することを目的とするのではなく、同一の出来事や表現がいかに取り捨選択され、再配列されているかを比較するための参照軸として、必要に応じて朝鮮側記録である『漂舟録』との対応関係を検討する。

松前藩側の三史料はいずれも李志恒の主要な書簡 [A・C] を収録しており、その内容は朝鮮側の記録とも対応している。とくに『漂舟録』には地名の明示はないものの、羽幌で金山奉行新谷十郎兵衛と対面した場面が確認できる。

船から降りて入っていくと三十余軒の草家があり、それぞれに宿泊の整えがしてあった。衣服や器皿、その他の什器が並べ置かれているありさまは、釜山倭館の居所のようであった。その中に頭倭が一人いて、(我々を) 迎え入れて向き合って座り、魚と酒でもてなしてくれた。心の中でひそかに大いに喜び、これで生きる道を得たので心配することもないと思った。その倭人は一章の文を書き示して言った。「私は松前奉行の者で、名は新谷十郎兵衛である。募り集めた兵を率い、松前太守の命を受けてここに家を作って留まり、黄金を採掘してすでに十余年になる。そして三年に一度、松前府へ黄金五十両を納めている」と。そしてまた文を書き示して、「初めに停泊したのはどこか？」と問いかけた。私は文を書いて答えを示した (池内 1994: 82)。

このように筆談によるやり取りが行われた。その際の李志恒の返答が、5月20日付の [A-1] である。その署名には「朝鮮漂(着)人李先達」と記されている。先達とは、朝鮮の登用試験である科挙に及第したものの、まだ官職には就いていない者を指す呼称である。17世紀を前後して、武科及第者の急増により官職に就けない者が多数を占めるようになり、結果とし

て主に武科及第者を意味するようになった。李志恒もその一人である。松前藩側の関連記録において、李志恒を「李先達」と記す例が多い。これは、最初の書簡 [A-1] が松前藩において報告などのために広く伝えられ、その署名にあった「李先達」という呼称が広く用いられるようになったためと推定されている (シン 2024a)。

『漂舟録』には [A-1] のような李志恒の返答は収録されておらず、新谷十郎兵衛が筆談で示した松前や蝦夷地の事情のみが記されている。羽幌は砂金の産地であり、17世紀半ば頃から採取が行われ、一時期中断はあったものの、元禄3年(1690)からは20~30人の金堀を派遣して7~8年間採掘を続けたという(新羽幌町史編纂委員会 2001: 238)。こうした背景のもと、羽幌に派遣されていた金山奉行新谷十郎兵衛は、『漂舟録』にも記されているとおり、どこの国の者とも知れない船が漂流しているとの風聞を聞きつけ、天塩付近まで探索の人員を派遣したのである。

海岸の高いところから突然手を振りながら呼ぶ者がいた。細かに見ると、その姿はこれまでに会った人びとは大いに異なっていた。ただちに帆を下ろして進んでみると、倭人二人であった。同乗していた釜山出身の金白善という者は倭語を少し知っていたので、彼らとことばを交わしてみると、ところどころ通じる語もあり、たとえば双方が完全に通じあうことができないとしても、彼らは南村府の倭人であり、金を掘りにその地へ来ているのだという。仮屋を大きく作り、五十余人の倭人を募り率いて、この先数日の行程のところ留まっているのであった。その中の将倭(金山奉行)は、どこの国の者とも知れぬ人びとが、近くに漂流し、飢えていると風聞を聞いて、そこで彼らを派遣して、様子を確かめさせたのだとのことであった(池内 1994: 81-82)。

漂流民を発見した新谷十郎兵衛が、彼らを松前まで護送するにあたり松前藩内で交わした文書が [B] である。松前到着後の藩主謁見においても、筆談によるやり取りが行われたことが『漂舟録』との照会によって確認できる。

そこでは宴席がふんだんに設けられており、護行

してきた奉行らが迎え、我々を東側の席に別に座らせ、彼らは西側の席に次第に列座した。その他の人びとは、外庁に席を設けた。金白善を呼び寄せてことばを伝えさせるには、「松前太守が酒席を設けて慰労する」とのことであった。また一章の文を伝えてきたので、その文を開けてみると「このたびの行について、あなた方は何のために出船し、どの境に至ろうとして海中で漂流することになったのか？ 何日間漂流して我が境に到着したのか？ 海上で日本の商船と会ったか？ 朝鮮を発船したのは何月何日か？ また海上で漂流した日数はどれほどか？」と詳しく問いただしてきたのであった（池内 1994: 85-86）。

これに答えたのが、7月20日付の [C-1] であり、その後も質問と回答が繰り返された。

さらに、「李先達、金僉知という二字をもつ者はどこに居住していて、その姓名、官名および官品の高下はどのようなものであるのか」とも問われた。重ねて次のようにも問われた。「朝鮮国では仏法を信じているのか？ 神祇を祭るのか？ 儒道を尊んでいるのか？ また耶蘇の者がいて、その教を広めているのか？ また蝦夷らがあなた方に対して不法なことをしたことはなかったか？ また旅亭において求めることがあったら告げてもよい」と。私はこれにこう答えた（池内 1994: 86）。

これらに答えたのが [C-2] および [C-3] であり、『漂舟録』にも一部省略はあるものの、その返答が記録されている。これらのやり取りは、漂流民に対する供述的な性格を持ちながらも、宴席という場での筆談による対話形式で繰り返し交わされたものであった。内容は漂流事情の確認にとどまらず、朝鮮の宗教や儀礼、さらにキリスト教の有無にまで及んでいる。すなわち、松前藩側記録に収録された李志恒の書簡 [C] は、朝鮮側の記録に記された謁見場面と符合しており、両側の史料群を照合することで、その作成背景や史料的性格をより具体的に理解することができる。

### 3.2. 『福山秘府』と『松前家記附録外国部』の比較

『福山秘府』「朝鮮漂人部」と『松前家記附録外国部』「朝鮮漂客李先達関係資料」の関係については、すでにシン (2024b) によって整理されている。ここでは、同研究を踏まえつつ、本稿で用いる記号と番号を基準に両記録を比較検討する。

『松前家記附録外国部』の内容は、序文を除けば「漂人文章」と題された [A・C・E] のすべてが『福山秘府』にも収録されていることが確認できる。序文は、漂着から送還に至る朝鮮人漂着事件の経過を日付順に整理したものであり、その漂流者情報や日付の根拠は、一部誤解があるものの、『福山秘府』でも確認できる。序文は他の関連記録には見られない独自の内容であり、さらに [A-1] の末尾に付された「これは新谷十郎兵衛に接見して贈った書簡である」（訳文）との注記とあわせてみると、編著者が内容を吟味し、一定の根拠をもって事件の全体像を把握していたことがうかがえる。

関連記録で共通して収録されている [A・C] のほか、『松前家記附録外国部』は李志恒の書簡群 [E] を収録しているのが特徴的である。[E] は松前滞在中に作成されたもので、主に高橋浅右衛門に宛てた書簡類である。『漂舟録』にも高橋浅右衛門に関する記述が確認できる。

朝、太守が一等奉行の倭人一人を遣わし、我々の安否を問い慰労させた。そして一章の文を伝えてきて…（中略）…この文はすなわち、私が提出した答書に対する返事であった。倭人奉行の名は高橋浅右衛門といい、いささか字を知っていたので、彼此ともに書をもって思いを通じさせることができた。あるいは金白善を介してことばを伝えることもあった（池内 1994: 87-88）。

高橋浅右衛門は『漂舟録』に「一等奉行」と記され、李志恒と松前藩主との間で文書や贈り物を伝えるなどの役割を担った人物である。その名は『福山秘府』「年歴部」にも見え、元禄3年に父高橋佐五兵衛の後任として「両職」、すなわち寺社町奉行に就任し、享保7年(1722)に「両奉行」を退いたことが記録されている（北海道庁 1936: 44; 久保 2021: 185）。寺社町奉行は、松前藩制の特殊性を示す職で、寺社奉行と町奉行を兼ねていたため「両職」あるいは「両奉行」とも呼ばれていた。『松前福山諸掟』の「目録

掟」では奉行職の筆頭として寺社町奉行が挙げられており、他の奉行職に比して上位に位置づけられている(松前町史編集室 1974: 519)。したがって、李志恒が高橋浅右衛門を「一等奉行」と記したのは、この職掌上の地位を反映したものと考えられる<sup>7</sup>。

『松前家記附録外国部』には、『福山秘府』に収められた「朝鮮詞」[E-1]や「尺量之法」[E-2]が収録されておらず、書簡の形式をもつ「朝鮮漂人書牘」[E-3]以降が収録されている。『松前家記』が松前家の系譜として編纂されたことを考えると、朝鮮の事情に関する記事よりも、藩主と関連した資料を重視し、李志恒の書簡のみを選択的に写したと考えられる。この書簡群は、主に高橋浅右衛門に宛てられているが、実際には世話役である彼を介して第五代藩主の松前矩広に送られたものであった。とくに[E-3]においては、書簡本文の末尾に「松前州大守案下」と記され、その後日付と李志恒の署名が続き、さらに宛先として高橋浅右衛門が記されている。高橋浅右衛門を媒介とする性格を示すとともに、編纂の段階で藩主宛の性格を強調しようとした編集意図をうかがわせる。さらに、それを裏付けるのが、李志恒が南部家老からの返答を報告した文書[E-23]である。これは『福山秘府』には収録されているが、『松前家記附録外国部』には見られない。9月8日という日付から、松前を離れた後に作成された文書とみられ、藩主と直接の関わりをもたないため、編纂段階で収録対象外とされた可能性が高い。

『松前家記附録外国部』に収録された記事の大部分は『福山秘府』においても確認でき、かつ『福山秘府』の成立は『松前家記』よりも早いものの、必ずしも『松前家記附録外国部』が『福山秘府』を直接抜粋したことを意味するものではない。『福山秘府』では、[E-4]から「漂人文章」と題して李志恒の書簡をまとめ、書簡ごとに改行して示している。この体裁は『松前家記附録外国部』も同様であり、書簡を改行とともに「又」で区切る形で示している。しかし、[E-8]の書簡については、『福山秘府』では改行がなく、7月29日付の[E-7]の「李志恒」との署名と同じ行に続いて収録されており、同一書簡として扱われている<sup>8</sup>。これは活字翻刻本(北海道庁 1936: 289)のみならず、北海道立文書館所蔵本(旧記 1259と旧記 1267)においても確認できる。一方で、『松前家記附録外国部』ではこの誤りを踏襲していない。

さらに両記録を文字レベルで比較すると、『福山秘

府』に見られる表記の一部は誤写や不自然な用法である可能性がある。たとえば[E-4]では、『福山秘府』の「再三披閱罔極之誠」に対して『松前家記附録外国部』は「再三披閱罔極之誠」としており、「罔極」は「限りない誠」を意味する定型的な表現で、文意が明確である。また、『福山秘府』の「未嘗少馳手心矣」と『松前家記附録外国部』の「未嘗少馳于心矣」を比べると、「馳于心」が成句であるのに対し、「馳手心」は誤写による不自然な表現と考えられる。さらに、『松前家記附録外国部』の「我独有四天者也」では、「独有四天」が「ただ私には四天がある」、すなわち「私には特別に四人の恩人(=天)がいる」と解釈できるのに対し、『福山秘府』の「我獨四天者也」は意味が不明瞭な表現となっている。

『松前家記附録外国部』は、その編纂時期からみて『福山秘府』を参照し得た可能性を形式的には否定できない。しかし、本節で確認したように、書簡の収録範囲や配列、誤写箇所扱い、さらに藩主宛文書を重視する編集方針には、『福山秘府』を直接底本として抜粋や転写を行った場合には説明しがたい差異が認められる。とりわけ書簡処理や文字レベルでの異同は、『松前家記附録外国部』が『福山秘府』の本文を参照して整理した結果とは考えにくく、別系統の資料に基づいて独自に校合および整理を行った可能性を示すものである。

### 3.3. 『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の比較

『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、関連記録で共通して収録されている[A・C]のほか、李志恒の詩作と慧海との唱和・次韻[F]を収録しているのが特徴である。[A・C]の李志恒の書簡を比較すると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には、脱字や誤写によって文意が不完全となった箇所が複数確認できる。たとえば、[A-1]では「累口人命飢餒多日」の「命」が脱落して「累口人飢餒多日」となり、飢餓によって生命が危機にさらされているという意味上の強調が失われている。また、[C-1]では「東萊府」が「東府」とされ、具体的な地名の特定が困難になっている。さらに、[C-2]の「木札之事、依為之可也」が「木札事、依為之可也」となり、「之」の脱落により、漢文としての格調が落ち、記録体裁が乱れている。加えて、[C-3]では「慰設酒肉而祭之」が「慰設酒肉而」となり文意が途切れるなど、祭祀の記録が不完全になっている。これらは筆写の過程で「義」「命」「之」「祭之」などの

字が脱落した結果と考えられる。

一方、[C-3]の年中行事の記述に関しては、『福山秘府』が「正月正朝」「六月望日」とするのに対し、『漂流朝鮮人李先達呈辞』では「正月正朔」「六月朔望日」と記されている。「正朝」と「正朔」はいずれも元旦を指す表現として用例があり、いずれも成立しうる書き方である。また、「望日」は十五日の満月を意味するのに対し、「朔望日」は初一日と十五日を対にして表す語で、中国や韓国の記録にもしばしば見られる定型表現である。したがって、この点については誤記とは断定できない。

詩作を収めた[F]については、朝鮮側記録と松前藩側記録を横断的に比較した泊(2022)の検討がある。それによれば、『福山秘府』には39首、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には33首が収録されており、両者の間に若干の文字の異同はあるものの、『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収められた詩は1首([F-4]の第2首目)を除きすべて『福山秘府』にも見えるとされている。すなわち、詩作に関しては『福山秘府』の方が収録数において包括的であるが、『漂流朝鮮人李先達呈辞』には『福山秘府』には見られない1首が含まれており、この点に両者の差異が認められる。

加えて、[F-8]については、『漂流朝鮮人李先達呈辞』では詩作に付された前置き文が比較的完全な形で残されているのに対し、『福山秘府』ではその一部が欠落している。『福山秘府』が藩政史料を網羅的に集成することを目的とした史料であることを踏まえると、これは編集方針による意図的な省略というよりも、伝写の過程で生じた脱落とみるのが妥当であろう。

『福山秘府』や『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収録された詩作群の中にその名を残す慧海は、[F-6]によると、松前阿吽寺の僧であり、その出自は江戸とされる。少なくとも六年間松前に在住していたことが自署の文面から確認できる<sup>9</sup>。彼は故郷を日々思慕する心情を吐露しつつ、漂流民李志恒から寄せられた詩に深く感動し、涙したことを記している。また、その書簡は高橋浅右衛門を介して伝えられており、李志恒との唱和・次韻に加わった人物として記録に残されている。署名には「僧慧海智潤瑞流」と記される場合もあり、さらに朝鮮側記録『漂舟録』にも「瑞流」という僧の名で登場している。

瑞流という僧が詩を作ってはしばしば送ってき

た。私はそれらにたびたび和答したが、お互いに会うことはなかった。ある日、その僧が来て謝して言った…(中略)…旅人としての情懷は、あなたと私とで何の違いがありますか。あなたは海を漂い来たって長い日経ち、故郷の家では必ずやあなたを恋い慕い憂えている。その思いはいつそう切実で、悲嘆に暮れていることでしょう。あなたは今帰る日がすでに近づいているので、折りを見てお目にかかりにやってきた次第です(池内1994:90)。

『漂流朝鮮人李先達呈辞』に収められた詩群の冒頭には「客懷」との題が掲げられているが、これは同書に独自に設けられた総題であり、[F-4]に限った個別の詩題とみなすのは不自然である。もともと「客懷」は『福山秘府』における詩[F-6]の詩題であり、李志恒と慧海の唱和・次韻のうち、慧海側の詩に付されたものであった。『漂流朝鮮人李先達呈辞』では、この「客懷」という語が転用され、「附録」全体をまとめる総体的な題として用いられている。実際、『福山秘府』および『漂流朝鮮人李先達呈辞』の該当箇所[F-6]には、慧海による次のような前置きが付されている。

朝鮮国人李先達が、漂流の風に運ばれてここに至り、感懷を抱いて詩を題吟した。丙子七月、朝鮮国李先達の吟じた二首の芳しい跡を汚し、土人〔松前の人びと〕に示し、聊か客懷を述べたものである(訳文)。

ここで用いられた「客懷」は、慧海自身の詩題であると同時に、異国の地にある旅人としての感懷を表す言葉として理解できる。『漂流朝鮮人李先達呈辞』の編纂者は、この「客懷」を詩群全体の主題を象徴する語として採用し、「附録」全体の題に据えたとみられる。したがって、同書における「客懷」は、李志恒と慧海の唱和・次韻を包括する詩的交流全体を指し示すものであり、漂流者の詩を通じて異国における共感と交歓の情を強調する編集意図を反映していると考えられる。

『福山秘府』に見える表題「附録」および詩題「客懷」との対応関係を踏まえると、この解釈は両記録の編纂意図を理解するうえで重要な手がかりとなる。『漂流朝鮮人李先達呈辞』にも収録されている[F-4]は、もともと慧海に宛てたものではないが、慧海が

これを目にしたことを契機として [F-6] の返唱が生まれ、以後の唱和・次韻へと展開する起点となった。『福山秘府』では、この [F-6] の詩題として「客懐」が掲げられているが、『漂流朝鮮人李先達呈辞』ではその語が転用され、「附録」全体を統べる総題として用いられている。他方、『漂流朝鮮人李先達呈辞』に [F-1]・[F-2]・[F-3]・[F-5] が収録されていないのは、編纂の焦点が松前滞在中における李志恒と慧海の唱和・次韻に限定されていたためと考えられる。すなわち、[F-1]～[F-3] は、松前を離れたのちに作られたものであり、[F-5] は松前滞在中ではあるが高橋浅右衛門との二者的交流を主題としているため、いずれもこの詩的往還の範囲外にあるものと判断されたのである。

一方、詩群の中で、[F-19] と [F-20] は、他の詩と比べて体裁を異にしている。署名や宛名を伴い往還の形式を備える他の唱和詩群とは明らかに性格を異にしており、独立した成立経緯をもつ可能性がある。とくに [F-19] は「八月十四日夜」とのみ記され、署名や宛名が欠落しているうえ、編集上の配列では前に置かれた [F-18] (8月15日付) よりも日付が遡っており、一定の不整合が認められる。どのような経緯でこのような体裁のまま収録されたのかは明らかではないが、池内 (1994) が指摘するように、『漂舟録』に [F-20] と同一の詩とみられるものが収録されている。

お互いに会う以前に、その僧が送ってくれた詩は次のようなものである。

嵐雲収尽晚晴快 吟興悠悠对月明  
一半秋客待夜夕 十分魂魄洗塵情  
光浮天際宿鳥噪 影映潮潤魚驚驚  
地僻海隅詩供少 独憑曲欄過三更  
禪庵住在白雲層 贏得山林抱不能  
外有松窓口有月 梵函誦罷对残燈  
近望旅軒对月明 忍開浦雁報人声  
愁察客霄夢難結 我亦思君到曉更  
君到秋霄三島天 鳳客想好化神仙  
恍然夢覺投吾夕 瓊韻金声響几前  
(池内 1994: 90)

このうち、冒頭の八句は [F-20] と内容が一致し、末尾二聯は [F-11] に対応する。表記や語句に若干の異同はあるものの、いずれも同一詩の伝写とみなすことができ、李志恒と慧海の詩的往還の一環として位

置づけるのが妥当である。なお、『漂舟録』では、これら [F-20] と [F-11] はいずれも「お互いに会う以前に僧が送った詩」として紹介されている。とくに [F-11] は、書簡 [F-10] に添えられたもので、日付は8月7日と記されている。[F-19] および [F-20] は他の詩群とは体裁を異にしながらも、『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』の双方に収録されている点で共通する。両記録は基本的な内容を共有しつつ、それぞれの収録方針に応じた取捨や筆写上の差異を反映した編纂物であることが、改めて確認できる。

#### 4. 祖本と記録間の関係

松前藩側の記録『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』の間には、いずれかが他を全面的に包摂するような全本は存在せず、各史料には脱落や誤写、表記上の差異が認められる。そのため、三者のうちのいずれか一つを直系の祖本とみなすことはできない。しかしながら、内容面で広範な共通性が見られることから、これらは共通する一次的な資料群を背景に持ちつつ、それぞれの編纂目的に応じて取捨選択や配列を施すことで成立した史料であると考えられる。

その共通基盤として想定される祖本となった可能性があるのが、『福山秘府』の「引用書目」に記される「朝鮮人漂着部」である(北海道庁 1936: 9)。ただし、「引用書目」に見える「書名有部字者福山秘府編中也。下亦倣此」という記述からは、「朝鮮人漂着部」自体が『福山秘府』の編纂過程において整理および構成された編中の一部である可能性もある。しかし、事件発生の元禄9年(1696)から『福山秘府』成立の安永9年(1780)までには相当の時間的隔たりがあり、その間、当該事件に関する記録は、口上、覚書、書簡、詩文などの形で個別に存在していた可能性が高い。現存する三史料は、そうした個別的な記録群を共通の基盤としつつ、それぞれの編纂意図に即して選択および編集した結果として成立したものと理解できる。したがって、「朝鮮人漂着部」は、必ずしも編纂以前から特定の簿冊として固定的に存在していた祖本を指すものではなく、元禄9年の朝鮮人漂着事件に関して個別に存在していた文書や記事を集成したものと理解できる。

編纂の目的を照らし合わせると、それぞれの性格が明瞭になる。『福山秘府』は藩政史料を体系的に集成

することを主眼としており、「朝鮮人漂着部」という編中を立てることで、当該事件に関する諸記録を体系的に収録しようとしたが、伝写の過程で部分的な脱落や誤記が確認できる。一方、『松前家記附録外国部』は松前家の系譜編纂という目的のもとに編集され、藩主家との関連が明確な書簡類を中心に収めている。とりわけ高橋浅右衛門を介した書簡群が強調されており、実際には藩主松前矩広に宛てられた性格をもつことが示されている。これに対して、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は、事件の中でも李志恒と慧海の詩的往還に焦点を当て、その成立の経緯とあわせて唱和・次韻を中心に構成されている。そのため、松前を離れた後の詩作や、高橋浅右衛門との個別的交流を主題とするものは収録の対象外とされた。

このように、『福山秘府』は藩政史料の総覧化、『松前家記附録外国部』は藩主家に関わる史料の収集、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は詩的交流の提示を目的として編纂されたものであり、それぞれ異なる関心と編集方針に基づいて、必要な部分のみを選択的に収録したと理解できる。また、表記や文言上の差異からみて、三史料は共通する史料的背景を有しながらも、参照したのは異なる伝来系統に属していた史料の可能性も考えられる。現存する三史料のいずれもが直接の祖本とはなり得ず、その背後には、特定の一冊に限定されない、藩内で共有されていた事件に関する文書群が存在していた可能性が高いとみるのが妥当であろう。

収録方針に違いがあるにもかかわらず、各史料に共通して収められている文書がある。李志恒が羽幌で金山奉行に宛てた「手啓」と、松前城下で藩主に宛てた「呈辞」である。両者はいずれも漂流事情や救助、送還の要請といった核心的な内容を含み、李志恒の出身や科擧及第といった経歴、同行者の身分情報も記している。すなわち「手啓」と「呈辞」は、漂着事件に関する第一報であると同時に、李志恒という人物像を伝える公式な自己紹介文としての性格を備えていた。そのため編纂意図のいかんを問わず、いずれの史料においても不可欠な文書として選択されたのである。とくに「手啓」は漂流民と松前藩が初めて交わした公式文書であり、「呈辞」は藩主謁見という場における供述の中心記録として位置づけられる。

先行研究や所蔵先での整理においては、『漂流朝鮮人李先達呈辞』が漂着事件当時、すなわち元禄9年に成立した最も早期の記録とされてきた。しかし、他の関連記録との関係性を踏まえると、その成立時期に

ついては改めて検討する余地がある。確かに同書は、収録文書の日付が同年8月に集中していることから、李志恒が松前に滞在していた時期に編まれた可能性があり、最も早い成立を示す記録とみなしうる。そのため、松前を離れた後や江戸途上で作成された詩は、当時まだ存在していなかったため収録されなかったと理解できる。ただし、松前滞在中に成立した詩であっても選択的に収録対象から外された例もあり、既存記録を取捨した結果である可能性も否定できない。いずれにせよ、『福山秘府』と『漂流朝鮮人李先達呈辞』は多くの共通要素を有しつつも、筆写上の異同や収録方針の差異を通じて、それぞれ独自の編纂意図を反映した史料であることが確認できる。

以上の検討から、現存する三史料のいずれもが直接の祖本とはなり得ず、藩内で共有されていた朝鮮人漂着事件に関する文書群を基盤として、それぞれ異なる編纂意図のもとに成立した史料であると結論づけられる。こうした基盤となった文書群は現存が確認されていないものの、少なくとも『松前家記附録外国部』が編纂された明治期においては、なお参照可能な形で存在していた可能性が高い。とりわけ分量と網羅性の点では、『福山秘府』『朝鮮漂入部』が当該情報基盤の全体像を伝えている可能性が高い。ただし、『松前家記附録外国部』や『漂流朝鮮人李先達呈辞』もまた、それぞれ独自の関心に基づく選択的な編纂を通じて事件の一端を伝えており、三者はいずれも祖本資料群を異なる角度から伝来した成果と位置づけられる。

## 5. 松前藩における朝鮮人漂着事件の位置づけ

### 5.1. 藩政的側面

元禄9年(1696)の漂着事件は、江戸時代を通じて唯一確認される朝鮮人の蝦夷地漂流事例であり、松前藩において多様な史料群として記録化された。現存する『福山秘府』『松前家記附録外国部』『漂流朝鮮人李先達呈辞』に加え、これらの諸記録が参照した藩内文書群の存在からも、本漂流事件が単なる偶発的出来事にとどまらず、藩政史料や詩文交流など複数の領域で記録の対象となったことが明らかである。『福山秘府』の場合、「引用書目」に掲げられる「朝鮮人漂着部」を基盤として、「総目録」では当該事件が第三十・第三十一巻の「朝鮮漂入部」として独立して収録され、翌巻の第三十二巻に設けられた「他国漂入部」と明確に区別されている。二巻にわたる記録は分

量の多さを反映するのみならず、後代の編纂段階においても、松前藩が朝鮮人漂着事件を特別に区分し、他国からの漂着事例とは異なる性格を付与していたことを示すものである。

藩政的側面から見ると、漂着事件の記録は具体的な実務と制度運用の実態を反映したものとして理解できる。松前藩内で交わされた往復文書 [B] は、羽幌から松前までの護送手続きを詳細に規定しており、熊石などの番所を経由して管理する体制が明示されている。とくに新谷十郎兵衛の「廻文」[B-1] では、護送経路において「従熊石村名主肝煎中」が宛先に含まれている点が注目される。ここでは、熊石浦の肝煎に必ず申し合わせ、そのうえで肝煎から江差番所へ届け出ることが指示されている。さらに同文書では、同行者の金愈知が日本詞を解するため事情聴取に用いられる一方、漂流民は「朝鮮浜者」であり信用しきれないとして、現地アイヌの様子を詳しく聞き取るよう指示がなされている。こうした点からも、熊石は単なる中継地にとどまらず、蝦夷地と松前地の境界として、漂流民護送における通報と取次を担う重要な拠点であったといえる。

さらに、『松前福山諸掟』によると、熊石番所の元禄 4 年 (1691) の定書では、熊石近郷における盗買や蝦夷地からの荷物搬入を取り締まり、無許可の鯨漁船や秋漁船の通行を規制することが定められている (松前町史編集室 1974: 583)。すなわち、当初の規定は藩内秩序の維持と交易統制を目的としたものであった。これに対し、年代未詳の丑年の定書では、万一異国船が沖合を通るのを見かけた場合は、速やかに松前および江差番所へ注進するように命じており (松前町史編集室 1974: 583)、対象が異国船にまで拡大している。シン (2023) は、元禄 4 年の直後の丑年が元禄 10 年 (1697) に当たることから、この改正は元禄 9 年の朝鮮人漂着事件を契機として行われた可能性を指摘している。すなわち、漂着事件以降、熊石番所には異国船対応の通報義務が付加され、境界警備拠点としての性格をいっそう強めたと考えられる。

一方で、『松前福山諸掟』に収められた元禄 4 年 4 月の亀田奉行の定書には、他国船が破損して漂着した場合は、船具などを紛失しないよう注意を与え、船頭や水主には米などを支給して救助し、松前に送り届けることが定められている (松前町史編集室 1974: 562-563)。このことから、本漂着事件に先立ってすでに漂着者の処遇が制度として明文化されていたことがわか

る。17 世紀から 18 世紀にかけての蝦夷地漂着事例を総合的に検討した及川 (2013) は、漂流者を松前に送ることを定めた背景について、松前藩が対アイヌ交易を独占していたことに加え、密貿易の詮議を行い証文を発給する必要があったためであり、入国審査の性格をもつ措置として位置づけられていたと論じている。このような体制のもとで、李志恒を含む朝鮮漂流民は松前に送られ、筆談によって詮議を受け、その内容に基づいて証文が作成されたのである。

また、李志恒の書簡群 [E] に見える漂流民の世話役高橋浅右衛門が寺社町奉行であったのは、その職掌の性格に基づくものである。寺社町奉行は従来、寺社や町方の管轄と理解されがちであったが、浪川 (2003) が指摘するように『寛文拾年狄蜂起集書』では「上下狄地」や「トカ人」を含め、蝦夷地の総括や司法的機能も担っていたことが明らかである。こうした広範な職掌は、『松前福山諸掟』に見えるキリシタン取締の規定からもうかがえる。寛永 16 年 (1639) の定書では、仏神を信仰せず数珠などの仏具を持たない者を宿泊させることを禁じ、違反者は処罰すると定めている (松前町史編集室 1974: 530)。さらに寛文 13 年 (1673) の条目では、寺の証文や仏具を持たない不審者を届け出ることを命じ、密告者には褒美を与え、他所から発覚した場合には五人組にまで処罰を及ぼすことが規定されており、寛永 16 年の禁令は寛文 13 年に再行されて徹底が図られている (松前町史編集室 1974: 530)。すなわち、漂着事件以前から宗旨吟味とキリシタン確認は寺社町奉行の職掌として制度化されており、元禄 9 年の漂着事件に際して漂流民がキリシタンでないことを確認した松前藩の対応も、こうした既存の規定に即したものと理解できる。

なお、『松前福山諸掟』の寺社町奉行の享保 7 年 (1722) の条目には、破損船や漂着船があった際、放置せず物品の紛失がないよう管理を徹底することが定められている (松前町史編集室 1974: 533-534)。これは漂着事件当時のものではないが、こうした経験が後年の規定として制度化されたことを示唆する。以上を踏まえると、寺社町奉行が漂流民の宗旨確認や漂着船と荷物の管理、滞在中の監督を担ったのは職務上当然の対応であったと理解できる。すなわち、寺社町奉行の高橋浅右衛門は藩主と漂流民の取次を行い、事件処理を制度的な枠組みに組み込む役割を果たしたのである<sup>10</sup>。

こうして熊石番所で受け止められた漂着民は、まず

松前へ送致され、藩の統制下に組み込まれることになった。そのうえで、寺社町奉行の管轄に引き渡され、宗旨吟味によってキリシタンでないことが確認され、さらに滞在中の生活や行動を監督する手続きが実施された。このような流れは、松前藩が漂着事件を偶発的な事態として処理するのではなく、既存の藩政秩序の枠組みに位置づけて対処していたことを示している。

## 5.2. 幕府主導の漂流民送還体制と松前藩

元禄9年の朝鮮人漂着事件は、単なる藩内の対応にとどまらず、幕府主導による漂流民送還体制の枠組みの中で処理された。松前藩は漂流民の身分や漂流経過、宗旨、所持品などを取り調べ、その内容を文書として整理し、幕府へ報告したうえで、対馬藩を中心とする送還手続きに組み込まれていた。朝鮮漂流民送還制度の全体像を包括的に整理した池内(1998)によると、朝鮮漂流民の送還に中心的な役割を担った対馬藩が幕府に提出した調書は、1670年代から幕末にかけて確認でき、18世紀半ばには記載形式が定式化された。定式化後の調書は、(I)漂流人口上書(出身地・職業・漂流経過・漂着以後の経過)、(II)宗旨、(III)提札(号牌)の有無、(IV)各人の名前と年齢、(V)船荷と船道具一覧という構成であった。一方、漂着地側の諸藩も取り調べを行い、幕府へ提出していたが、その内容と構成は統一されていなかった。幕府の指示に従って調書を作成していた対馬藩を除けば、朝鮮漂流民の宗旨や号牌の有無まで確認するよう必ずしも求められていなかったという。この点で、松前藩の記録は例外的に充実している。各人の年齢は記されていないが、名前が揃って記録されており、その他の情報も対馬藩調書の項目に相当する内容を含んでいる。

そのなかでも、池内(1998)は、宗旨に関する記載については、独立した項目として整備される以前から、すでに調書に盛り込まれていたことを指摘している。こうした宗旨記載が、単にキリシタンではないと誓約させるにとどまらず、実際に信仰する宗教を明示させることで、キリシタンではないことを証明する意味合いを持っていた点を明らかにしている。本漂着事件も、そうした定式化以前の段階に位置づけられる事例の一つである。

松前藩側の記録も、この宗旨吟味の実態をよく示している。[C]の「呈辞」では、李志恒が「本国では

耶穌の名は聞いたことがなく、その教えも知らない。神祇に祈ることは庶民の間で少しはあるが、僧侶の家でも実践はない。ただ儒道を重んじている」(訳文)と述べ、キリスト教の存在を否定するとともに、自国における儒教中心の宗教状況を説明している。また、幕府への報告[D-2]では「彼らが仏教の作法を知らないと言うので、光善寺という浄土宗の寺に六人を連れて行って見たところ、仏前で焼香し三度礼拝し、唐音で念仏を唱えた」(訳文)とあり、漂流民が寺で実際に仏教的行為を行ったことが確認されている。

こうした記録は、漂流民がキリスト教徒ではないことを裏づける証拠として作成されたものであり、松前藩において宗旨吟味が具体的な実践を伴って行われていたことを明確に示している。この点は、前述の『松前福山諸掟』において、仏神を信仰せず仏具を持たない者の宿泊を禁じ、違反者を処罰すると定めていた規定とも整合的である。

そして、調書における船荷についても、池内(1998)によると、その記載はきわめて詳細であり、ときには漂流民ごとに分けて整理される場合もあった。さらに、当初から漂流民が所持していたものと、漂着後に各領主から支給された衣類や小物類は明確に区別して記されている。こうした記録のあり方は、規模の大小を問わず漂流民との密かな商品取引を防止する意図を持っていたと論じている。

松前藩が作成した記録も漂流民の所持品や船荷、さらに藩からの支給品を明確に区別して整理している。所持品目録[D-4]には、李志恒をはじめ個人ごとに詳細な品目が記されており、衣服や書籍、暦といった生活や知識に関わる品から、貂皮40枚に及ぶ高価品に至るまで幅広く確認できる。さらに、貂皮については、「宗谷において古い衣類と引き換えに購入したものだという」(訳文)と記され、漂着後に宗谷で入手した品であることが明示されている。このように、松前藩は漂流民とアイヌとの接触や取引の可能性を厳格に把握し、記録していた。さらに、松前藩から漂流民に支給した品々[D-29]には、木綿着物や蒲団といった生活必需品に加え、紗綾や真綿、砂金など贈答的要素をもつ品も含まれており、その対応は単なる救済にとどまらず、一定の格式を備えたものであったことがうかがえる。

一方、船体や帆柱などの船具については残置品・船具目録[D-20・D-21]にもまとめられ、翌年大坂へ回送する予定まで記されている。これは漂流民の送還

だけでなく、船具そのものを対馬藩へ引き渡す責任を果たそうとする実務的姿勢を示している。その後、対馬藩に引き渡された際の受取目録 [D-30 ~ D-32] を見ると、松前で作成された記録とほぼ照合可能であり、小刀や釘といった細部に至るまで確認されている。こうした徹底は、池内（1998）が指摘するように、規模の大小を問わず朝鮮人との密かな商品取引を防止する意図を有していたと考えられるとともに、幕府主導の送還体制のもとで、松前藩と対馬藩が所持品や船具を相互に照合可能な形で管理し、その引き渡しについて責任を負う仕組みが構築されていたことを示している。すなわち、本事件の所持品管理は、単なる生活保障や救助にとどまらず、幕府主導の送還体制における物資管理の一環として制度的に位置づけられていたのである。

本漂着事件に関する松前藩側記録の詳細な内容は、単なる事件整理を超え、幕府主導の送還体制における松前藩の役割を強く意識していたことを示している。及川（2013）は、こうした漂流民送還事例を位置づけるにあたり、幕藩国家の対外関係編成の枠組みを念頭に置く必要があると指摘している。すなわち、松前藩による調書作成や所持品・船具の管理、幕府への報告、対馬藩との連携といった一連の手続きは、蝦夷地における漂流民対応を幕府の対外政策の体系に接続し、周縁地域における統制と秩序維持の一端を担うものであったといえる。

### 5.3. 文化交流的側面

元禄9年の漂着事件は、松前藩にとって単なる異国船漂着の処理ではなく、漂流民との間に文化交流を生じさせた事例として位置づけられる。池内(1998)は、日本列島に漂着した朝鮮人の事例の大半が漁民や商人など一般民衆であったと示しつつ、ごくまれに官位を有する官人が含まれていたことも挙げている。元禄9年に漂着した8人は、李志恒を除けば漁師や商人で構成されていた。李志恒については、従来の研究では官位を有する下級武官として把握されてきたが、シン（2024a）は、漂流当時の呼称である「先達」が示すとおり、実際には官位を有していなかったことを確認している。ともあれ、李志恒は官位を持たなかったものの、武科に及第するほどの学識と漢文運用能力を備えていた。

漂流民の中には、日本語で意思疎通が可能であった金白善も含まれていた。しかし、公式の取り調べや文

化的な交流は、主として李志恒を中心に、漢文を介した筆談によって行われた。その例として、[E-16] と [E-18] の書簡は、形式上は金僉知、すなわち金白善の名で送られたものであるが、実際には李志恒が作成したと考えられる。両書簡には衣服の要望とその支給への感謝が記されており、日本語で意思疎通が可能な漂流民がいたにもかかわらず、松前藩とのやり取りは李志恒の文を通じて行われていたことが確認できる。本漂着事件に関する松前藩の調書が、他藩で作成された記録と比べて格段に詳細であるのは、このように朝鮮語通事を介さずとも直接の意思疎通が可能であったことにもよると考えられる。

このように、漂流民との公式的な応対は李志恒の漢文能力に依拠して進められたが、それは単なる実務的な筆談にとどまらず、やがて詩文を通じた文化交流へと展開した。李志恒の漂着地での意思疎通について検討した Hur（2010）は、東アジアにおいて漢字が共通の文字体系として機能し、筆談や書簡といった情報伝達の段階から、漢詩のやり取りによる感情表現の段階へと交流が深化していったことを明らかにするとともに、漂着地での詩文交流が供述の延長という性格を免れないことも論じている。他方、泊（2022）は、漢学という共通の教養を有した日朝知識人の私的な文学交流に注目し、李志恒と慧海の唱和詩に外交儀礼を超えた個人間の交流を見出すことができ、漂流という偶発的状況と、共に故郷を離れて他郷に身を置く境遇が純粋な友好感覚を生み出したと強調している。

日本と朝鮮の知識人との詩文交流は、通信使の往来において盛んに行われたことがよく知られている。Hur（2010）によると、通信使は事前に準備された環境のもとで詩文の唱和が既に定式化されていたのに対し、李志恒が遭遇した漂着地での出会いは予期せぬものであり、松前藩士や僧侶は即興の詩作に不慣れであった。そのため、即座の唱和ではなく翌日に詩を整えて応じるといった形で交流が進められたのである。

もっとも、李志恒の詩文活動は、必ずしも唱和といった往復的な形式に限られなかった。『漂舟録』によると、松前滞在中には、太守の許可を得た人たちが唐紙を携えて書写を請い求め、その数は数えきれないほどであったという。李志恒は即興的に五言・七言の詩を紙の長さに応じて書き与え、48～49日の間に、その量は百巻近くに及んだとされる。こうした単発的な詩作は、唱和のような相互交流とは異なり、むしろ李志恒の「書」に対する需要の高さを示すものであ

り、文化交流のもう一つの様相を表している。このように多数の書を残したことは、元文4年(1739)に成立した坂倉源次郎『北海随筆』でも確認できる。同書には「(李志恒が)松前に滞在していた内に、求めに応じて書いた墨跡を今も所持している者がいる」と記されており(高倉 1969: 406)、漂着事件から40年以上を経ても、李志恒の墨跡が松前に伝えられていたことがうかがえる。

以上のように、松前で文化交流の様子はよく知られている。松前を離れた以降について、Hur (2010)は、李志恒が江戸を経て通信使の経路に沿って帰国する途上では、筆談や漢詩に関する記録が見えないことを指摘している。その理由については、李志恒自身が記録しなかった可能性のほか、通信使ほどの知識人ではなかったために、沿道の人々にとって特別な関心を引かなかったことを挙げている。

一方、松前藩を離れた後も、通信使の経路から外れた地域において、李志恒が文化的な交流を行ったことを示す記録が残されている。南部藩の史書である『内史略』によると、津軽を経て盛岡に至った李志恒は、9月8日に盛岡を出発する際、漂流民を代表して南部藩家老に書簡を呈し、返書を受け取った。その内容には、松前での救済への謝意と隣国間の友好が述べられるとともに、護送や給餌を願う趣旨が記されている(岩手県立図書館 1973a: 569-570)。このうち、南部藩家老からの返答は『福山秘府』の[E-23]に見える文書と同一内容であり、両者は同一の書簡を伝えるとみられる。また、沼宮内の観音堂に掲げられた絵馬板には、李志恒自らが出自と経歴を記した漢文を揮毫し、随行者の名も記したとされ、その内容の写しが記録に残っている(岩手県立図書館 1973b: 295-296)。さらに、『祐清私記』には、盛岡滞在中に李志恒の「書」に対する需要が高く、多くの者がその筆跡を求め、実際に墨跡を所持していたことが記録されている(南部叢書刊行会 1970: 389-390)。

南部藩における事例は、松前において確認された文化交流と共通点を持っている。すなわち、李志恒の「書」に対する強い需要である。『北海随筆』に記された松前での求めに応じて与えた筆跡と同様に、盛岡滞在中にも多くの者がその筆跡を求め、墨跡を所持していたことが記録されている。これは、通信使に随行した知識人との定式化された詩文交流とは異なり、漂流という偶発的状況のもとで生じた単発的な文化交流であったといえる。さらに、南部藩もまた通信使の経路

から外れた地域であり、そこで松前と同様の交流が確認できることは、この漂流事件がもたらした文化的接触が、松前にとどまらず移動の過程においても持続していたことを示している。このように見えてくると、元禄9年の朝鮮人漂着事件は、単なる異国人漂着の処理ではなく、李志恒を介して各地で文化的交流を生じさせた出来事として位置づけられる。松前藩においては幕府への報告や送還体制の一環として処理された実務的な事件でありながら、漢詩の唱和や墨跡のやり取りを通じて、文化的接触の契機として記憶されることとなった。

Hur (2010)は、『漂流朝鮮人李先達呈辞』を、漂流過程を公式に確認し、歓待の事実を示すための一次記録として位置づけている。そして、通信使一行の筆談唱和集のように出版されることはなかったと述べ、その理由として李志恒が出版対象となるほどの知識人ではなかった点を挙げている。しかし、松前藩側の記録相互の関係に着目すると、『漂流朝鮮人李先達呈辞』は「客懐」という主題に沿って必要な部分を選択的に収録したものであり、通信使の唱和集と同様に詩的交流を記録した資料という性格を備えていたと考えることができる。

このように、元禄9年の朝鮮人漂着事件は、松前藩において藩政的対応や幕府主導の送還体制の一環として処理されたと同時に、李志恒の存在を契機に文化交流的側面も伴った特異な事例であった。制度的枠組みと偶発的な交流が交錯したこの事件は、松前藩が境界社会として果たした役割を示すものとして位置づけられる。

## 6. おわりに

以上では、元禄9年(1696)の朝鮮人漂着事件に関して、松前藩側に伝わる『福山秘府』『朝鮮漂人部』、『松前家記附録外国部』『朝鮮漂客李先達関係資料』、『漂流朝鮮人李先達呈辞』を比較検討し、それぞれの内容構成と編纂意図の相違を明らかにした。これら三史料はいずれも、事件当時に個別に作成され、藩内で共有されていた文書群を基盤としつつ、藩政史料の総覧化、藩主家関係資料の整理、詩文交流の提示といった異なる目的のもとに取捨選択および編集された成果であることが確認された。

また、朝鮮側記録『漂舟録』との照合を通じて、羽幌における筆談や松前城下での謁見といった具体的な

場面が、双方の記録において共通して確認できることを示した。こうした対応関係は、松前藩側史料が単なる後世の編纂物ではなく、事件当時の情報や記録に依拠して構成されていることを裏づけるものである。

本漂着事件は、松前藩において単なる偶発的な出来事にとどまらず、藩政上の実務的対応、幕府主導の送還体制における位置づけ、さらに李志恒を中心とした文化的交流という多面的な側面をもって記録された。漂流民の松前までの護送体制、松前での宗旨吟味や所持品管理といった制度的対応は、既存の規定に基づきつつも、この事件を契機として強化されていった。また、幕府への報告や対馬藩との連携を通じて、蝦夷地の漂着事例が幕府の対外政策に組み込まれていたことも確認できる。同時に、李志恒による筆談や詩作を通じた交流は、通信使の定式化された唱和とは異なる即興的な文化接触として展開された。墨跡のやり取りや詩文の往還は松前のみならず南部藩においても記録され、漂流という偶発的状況が新たな文化的交流を生み出したことを示している。以上の検討から、本漂着事件は一地方の記録にとどまらず、藩政、幕藩体制、文化交流という多層的文脈の中で位置づけられるべき事例であることが明らかとなった。

もっとも、本稿では史料の性格と位置づけの整理にとどまったため、検討すべき課題が残されている。元禄9年の朝鮮人漂着事件では、松前藩が例外的に江戸まで随行して送還を担い、さらに、船は漂流民とは別に翌年朝鮮へ返還されるという異例の対応が取られており、この点は及川(2013)や池内(1998)などの先行研究においてもその特異性が指摘されている。とりわけ翌年の空船の別送は、一件の漂流事件に対して人と船の二重の謝礼を求める形となり、朝鮮側において外交儀礼上の問題として認識されるに至った。したがって、朝鮮側の史料に加え、対馬藩をはじめ松前以外の地域に残された記録を参照し、近世における漂流民送還体制の大きな枠組みの中で本事件を改めて検討する必要がある。

今後は、本稿で示した松前藩における史料整理の特質を踏まえつつ、漂流民送還の実務過程や他藩との連携をより具体的に検討することが重要である。あわせて、対馬藩をはじめ送還に関与した諸藩、さらに江戸から朝鮮に至る送還経路全体に残された史料を比較検討することで、本事件を近世の漂流民送還体制の中により的確に位置づけることが可能となるだろう。こうした視点の深化によって、松前藩における朝鮮人漂着

事件の特異性を、北東アジア海域交流史の中でより広く捉えることができると考えられる。

## 謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト2022A01「17～19世紀の蝦夷地像に係る図像史料等の基礎的調査」の成果の一部であり、またJSPS科研費25K04414「近世松前蝦夷地と朝鮮漂流民に関する研究」の助成を受けて行われたものである。研究を進めるにあたり、北海道大学大学院文学研究院の谷本晃久教授からは、史料翻刻や議論の方向性について多くの有益なご助言を賜った。また、南部藩における本漂着事件に関する史料については、北海道大学文学研究院人文学専攻博物館学研究室修士課程の池田圭吾氏よりご教示を賜った。さらに、本稿の査読過程において、匿名の査読者二名からは内容に踏み込んだ多くの有益なご指摘をいただき、議論を深める重要な契機となった。ここに記して深く感謝申し上げる。

## 注

- 1) 当時、北海道は和人によって「蝦夷」あるいは「蝦夷地」と呼ばれており、朝鮮においてもその漢字音に従って「ハイ(蝦夷)」と称されていた。これらの呼称はいずれも他称であり、華夷観に基づく蔑称としての側面を持つため、現在の観点からは適切な表現とは言えない。本稿では、主に和人や朝鮮の史料を対象に、その記述内容を検討し、当時の認識を明らかにするため、表現上の便宜として「蝦夷」または「蝦夷地」の語を用いる。
- 2) 漂着地については、『福山秘府』をはじめとする松前藩側の史料において礼文島とされ、そこから利尻島を経て宗谷へ至ったと記されている。他方、『漂舟録』の「泰山」に漂着したとの記述に注目し、地名や考古遺跡、地形を含めた利尻の郷土史研究に基づき、最初の漂着地を利尻島とし、礼文島を経由して宗谷に渡ったとする解釈が提示されている(西谷2004; 山谷2025)。本稿は松前藩側の史料を主たる検討対象とするが、漂流当事者の記述を重視し、先行研究の蓄積も踏まえ、利尻島に漂着したと理解して論を進める。
- 3) 付録の史料翻刻においては、原則として常用漢字に改め、常用漢字表にない漢字については正字を用いた。変体仮名は現行の仮名に改めたが、合字の方についてはそのまま用いた。助字の而・江・者などの漢字についてはポイントを下げて原文のままとした。また、適宜、読点および並列点を付した。朱書は「」で囲み、その旨を注記した。
- 4) 『福山秘府』『朝鮮漂人部』は、すでに北海道庁(1936:262-298)により活字翻刻されている。同書の凡例には編集方針として、異本との校合によって確実に誤りと判断できる場合には、特に断りを入れることなく訂正したことが示されている(北海道庁1936:2)。同活字翻刻本には北海道庁本を底本とした旨が記されていることから、その底本は、現在の北海道立文書館に所蔵される史料であると推定される。北海道立文書館には、『福山秘府』一～八として旧記1253～1260および旧記1261～1268の二系統が所蔵されているが、『朝鮮漂人部』を比較したところ、北海道庁(1936)の活字翻刻本の底本を特定することはできなかった。これは、同翻刻本が凡例に示すとおり、異本との校合に基づいて本文の訂正を行っており、単一の写本を忠実に再現したもので

はないためである。本稿では、関連記録間で詳細な比較を行うにあたり、基準となる史料を設定する必要があるため、活字翻刻本にも記載のある朱書「是広時日記之説也」(〔B-2〕)を含む旧記1266・1267を底本として翻刻を行った。なお、旧記1258・1259は当該朱書が認められない。翻刻にあたって、旧記1258・1259と明らかに異なり、かつ誤りと判断される箇所については、該当文字の上に括弧書きで示した。一方、北海道大学附属図書館所蔵本(旧記0539(1)～5040(4))には「北海道庁本の写か」との注記があり、当該朱書の有無から判断すると、北海道立文書館所蔵の旧記1261～1268を底本とした写本であると推定される。

- 5) 金山奉行の新谷十郎兵衛について、『漂舟録』では「新谷十郎兵衛」と記され、『福山秘府』および『松前家記附録外国部』では「新谷十郎兵衛」と「新谷重郎兵衛」が混在して用いられている。本稿では、表記を新谷十郎兵衛に統一する。なお、中村(2022)では、新谷について、現在の松前町に新谷(あらや)家が所在することや、久保(2021: 42)の『松前藩家臣名簿』でも「あらや」と読まれていることを挙げ、その読みを「あらや」としている。
- 6) 北海道大学附属図書館北方資料室の「北方資料データベース」および、同室所蔵資料を整理した『日本北辺関係旧記目録(北海道・樺太・千島・ロシア)』(北海道大学附属図書館1990: 70)では、『松前家記』の付録類の資料名を「松前家記 付録1～3」、「松前家記 外国部」、「松前家記 文書部」としている。本稿では、各資料の表紙記載の標題を資料名として用いる。
- 7) 高橋浅右衛門は、関連記録では「高橋泰光」とも記されているが、『福山秘府』「年歴部」には「高橋浅右衛門盛明」と記されている。付録1『福山秘府』の〔F-6〕に「泰光は盛明の初名である」(訳文)との朱書きがあり、両者は同一人物と確認できる。
- 8) 本稿付録1では、両史料間の内容と構成を比較するため、同一内容には同じ記号と番号を付して整理している。そのため、『福山秘府』では改行がなく同一書簡として収録されている箇所についても、便宜上、改行を施して区分している。
- 9) 『漂舟録』には、慧海が江戸を離れて松前に住んで既に70年になると記されている。
- 10) 高橋浅右衛門については、及川(2013)によると、正徳2年(1712)に大隅国船がエトロフ島に漂着した際、松前で詮議を担当し、漂着者の訴えに応じて証文を下した事例が確認される。一方、『松前福山諸掟』の寺社町奉行条目には、年月未詳の寄鯨の取扱いに関する規定に高橋浅右衛門の署名が見える(松前町史編集室1974: 533)。これらは、元禄9年の朝鮮人漂着事件以降も寺社町奉行として漂流民に関わり、蝦夷地境域での出入管理や訟事処理にも職掌が及んでいたことを補足している。

## 参考文献

[日本語]

池内 敏

1994「李志恒『漂舟録』について」『鳥取大学教養部紀要』28: 61-95。

1998『近世日本と朝鮮漂流民』京都: 臨川書店。

2006「アイヌと朝鮮人との交流」『大君外交と「武威」』pp. 227-233, 名古屋: 名古屋大学出版会。

岩手県立図書館(編)

1973a『岩手史叢 第一巻 内史畧(1)』盛岡: 岩手県文化財愛護協会。

1973b『岩手史叢 第一巻 内史畧(2)』盛岡: 岩手県文化財愛護協会。

及川将基

2013「近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀～一八世紀を中心——」『史苑』73: 98-121。

海保嶺夫

2000「アイヌ民族の交易形態と貂の役割—1696年、蝦夷地に漂着した朝鮮人の史料より—」北海道開拓記念館編『北の文化交流史研究事業』研究報告』pp. 255-268, 札幌: 北海道開拓記念館。

久保 泰(編)

2021『松前藩家臣名簿』松前: 久保泰。

佐藤京子

2001「北海道立文書館所蔵『旧記』の来歴について」『北海道立文書館研究紀要』16: 31-79。

シンウォンジ

2023「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂舟録』にみえる地名「石将浦」について」『北海道民族学』19: 38-50。

2024a「17世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂舟録』の序文の成立時期について」『国立アイヌ民族博物館研究紀要』2: 31-44。

2024b『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料について」『北海道民族学』20: 17-31。

新藤 透

2008「旧松前藩正議士・新田千里著『松前家記』の書誌的検討: 明治期北方史学史の文献的研究」『山形県立米沢女子短期大学紀要』44: 15-26。

2009『松前景広『新羅之記録』の史料的研究』京都: 思文閣出版。

新羽幌町史編纂委員会(編)

2001『新羽幌町史』羽幌町(北海道): 羽幌町。

高倉新一郎(編)

1969『日本庶民生活史料集成 第四巻 探検・紀行・地誌(北辺篇)』東京: 三一書房。

泊 功

2022「蝦夷漢詩前史—元禄期松前阿吽寺僧釈智潤と朝鮮漂流官人李志恒の詩的交流—」『人文論究』91: 1-10。

中村和之

1998「李志恒『漂舟録』にみえる蝦夷錦について」『北海道の文化』70: 27-32。

2007a「李志恒『漂舟録』にみえるアイヌ語について」『北海道民族学』3: 22-28。

2007b「李志恒『漂舟録』にみえる「石将浦」について」『帯広百年記念館紀要』25: 1-8。

2007c「李志恒『漂舟録』にみえる「羯悪島」について」『史朋』39: 1-6。

2022「李志恒『漂舟録』にみえる植物名について」『人文論究』91: 11-17。

浪川健治

2003「蝦夷地の「無事」—17世紀アイヌ社会のなかの和人—」『アジア文化研究別冊』12: 131-145。

南部叢書刊行会(編)

1970『南部叢書 第三冊』東京: 歴史図書社。

西谷榮治

2004「朝鮮人の泰山漂着」佐藤隆広氏追悼論集刊行委員会編『北方世界からの視点: ローカルからグローバルへ』pp. 303-308, 札幌: 北海道出版企画センター。

2008「北の海の道リイシリのアイヌ史」アイヌ文化振興・研究推進機構編『普及啓発セミナー報告集 平成19年度』pp. 43-51, 札幌: アイヌ文化振興・研究推進機構。

北海道大学附属図書館(編)

1990『日本北辺関係旧記目録(北海道・樺太・千島・ロシア)』札幌: 北海道大学図書刊行会。

北海道庁(編)

1936『新撰北海道史 第五巻 史料一』札幌: 北海道。

松前町史編集室(編)

1974『松前町史 史料編 第一巻』松前町(北海道): 松前町。

山谷文人

2025「李志恒『漂舟録』に記録された利尻・礼文についての一考察」『利尻研究』44: 53-59。

[韓国語]

Cui Yinghua

2017 A Study of the Composition Method of Drifting Record of Lee Jihang and its Various Editions: Including a Comparison with Record of a Drifting Ship. JOURNAL OF THE ISLAND CULTURE 50: 193-223.

Ha Woobong

2001「일본에 표착한 조선인의 일본인식」한일관계사학회『조선시대 한일 교류민 연구』, pp. 113-141, 국학자료원.

Hur Kyoung Jin

2010 Wrecked Lee Ji-hang and Ainus, the Communication with Japanese. *Yeol-sang Journal of Classical Studies* 32: 53-82.

Kim Kang-Sik

2017 A Drifter and the Sea Area in Lee Ji-Hang (1647-?)' s 『Pyojurok (漂舟録)』. *Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities* 16: 139-182.

金甲周 (Kim Kap-joo)

1996 「17C 後半～18C 前半の 社會様相の 一端 - 北海道朝鮮漂人關係記録을 中心으로 -」 『國史館論叢』 72: 151-184.

Nam Mi-Hye

2006 The recognition for Japan by Lee Gi Hang (1647-?) to be seen at Pyojurok. *EWHA SAHAK YEONGU* 33: 97-117.

## 付録1 『福山秘府』 「朝鮮漂人部」 翻刻 (北海道立文書館所蔵本 旧記 1266・1267)

### [A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

朝鮮人漂着之卷三十

元録<sup>(録)</sup>九丙子年夏五月、西蝦夷地<sup>レフンシリ</sup>礼不武支利漂着、  
朝鮮人李先達手啓

我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来事、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者、以至二十日、累口人命飢餓多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣誠信之義為念、救饑口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂着人李先達

### [B-1] 朝鮮人を松前へ護送するにあたり、接触禁止や物品交換の制限、航行手順、救助・食料補給方法などを指示した回文

西蝦夷地羽保路金掘奉行新谷重郎兵衛回文

從朝鮮国流來船、松前迄為登申付候口上書之事

一小船一艘、上乘金僉知、船頭金自福、水主金貴同、金泰史、金汗男、金汝方、以上六人、乘積物無而松前近所迄為登申候事

一御船次御家中船逢申候ハ、此書付指出可申候、尤御指図次第為登可被申候事

一浦々蝦夷人小屋ムサト參入為致間敷候、夷ト何ニテモ少茂取替為致間鋪候事、夷言一言為習申間敷候、同一切カマハセ申間敷候事

一松前人逢舟、道用之外委細尋申候共、ムサト語申間敷候事

一熊石浦肝煎方エ相断可申候間、尤肝煎方ヨリ江差御番所エ申上、御左右次第通可申候事

右ノ趣於当所急度申付候間、於浦々左様御心得可有之候、殊金僉知ト申仁、日本詞存候、御用御尋可被申候、此人共朝鮮浜者ニテ、諸事不調法ニ御座候間、無申迄候へ共、心安被致間敷、当地夷共之様子、委細御出御延引存候

一五月廿日、此地エ已上八人流來候、喰物一円不持候故、於此方助置申候、扱又船ノ道具不足、殊松前迄遠方船道不知、夷之心不知、舟之上自然ノ事在之乎、無心元故、爰元ニ船カコイ置、八人共ニ我等船

ニ為乗可參由申候へ共、船人共申候ハ、海上ノ習自然ノ儀御座候共、少モ不苦候由、松前迄手船ニテ登申度ト申故、右之朝鮮船ニ為登申候、尤從爰元為案内別テ一人成共乗越申度候へ共、皆々金掘故、船下手故、無其儀候、右八人ノ内上下二人、此方船ニ為乗參候、爰元同出船致候得共、船路ニテ定テ前後可致候故、津々浦々為御心得如此申進候、此方飯米不足候故、此船飯米不足ノ儀候ハ、何連ノ御船エ共此者共飯米借用願可申候間、御借可被下候

一始テ通申者共御座候へハ、間泊船路不案内候故、江差浦迄御教可有之候、万一ノ儀モ有之候者、何方ニテモ御見懸次第御助、松前迄御同道頼入存候、以上羽保路浦

新谷重郎兵衛

元録<sup>(録)</sup>九年丙子七月朔日

御船上乗衆中

同船頭衆

夷地津々浦々商船上乗船頭衆

從熊石村名主肝煎中

松前近所村御用人衆中

### [B-2] 松前到着後の宿舎管理に関する記録

朝鮮人館前高札并勤番条目

元録<sup>(録)</sup>九年丙子七月十九日、朝鮮人六人、從西在郷到着、令登城、同月廿四日、李先達、孔裨將兩人從江差陸地到着、同廿五日兩人登城、旅館横町並川字左エ門宅也<sup>(宋)</sup>「是広時日記之説也」

### [B-3] 宿舎前に掲げた異国人出入り禁止の高札文

札

異国人宿用所無之者ニ、切出入仕ヘカラサル者也

七月 日

異国流船之者 宿

### [B-4] 漂着民滞在中の接触制限、物品授受禁止、病氣や非常時の対応などを定めた取扱規定

覚

一異国流船之者宿エ逗留中、番人役人ノ外一円出入為致間敷候、傳ヲ以見物候共、童部ニ至迄立ノソキ候義為仕間敷候事

一異国ノ者エ、差当用儀ノ外、様子等曾而相尋申間敷候、並此方蝦夷地ノ儀、夷ノ言葉迄モ為聞間敷候事  
一異国ノ者、何望候共、無断ワラー筋モ為取申間敷

候、尤從異国ノ者、少々物ニテモ取申間敷候事  
一食物等望ノ趣、時々役人迄相断、差回数可仕候、  
酒ヲ好候共、多ク給サセ間敷候、並病氣ニ相見ヘ候  
ハ、早々可申間候事  
一異国ノ者、常々様子心得カタキ事モ有之カ、宗門等  
ノ儀無覚束候間、心ヲ付可申間候事  
一異国ノ者へ、少々ニテモ非義成事仕掛ケ申間敷候、  
如何様ニモ先々心ニ叶候様可相計候事  
一異国ノ者、宿近所火事、其外不慮ノ義有之、急成事  
ニテ断間モ無之候ハ、早速町奉行屋敷迄引取可申  
候事

右之趣急度可相守者也

七月 日 志摩守

#### [B-5] 朝鮮人が宿舎に入る際の行列記録

朝鮮人着船宿入行列

小遣 小遣 中間 町人 棒突 鉄炮  
田中 若堂 鈴木 中間 朝鮮人 酒井伊 若堂 藤倉  
鎗 鎗 僕  
平兵衛 僕 源兵衛 同 六人 左エ門 僕 近兵衛  
小遣 小遣 中間 町人 棒突 鉄炮

#### [C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

朝鮮国漂人李志恒呈辞

余是本国慶尚道東萊府中居、曾添武科人也、適因在京主将拝授江原道監司、在郷之情、不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未及到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不弁東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢海上日本人所乘大船、指口腹以示飢渴之状、則停帆小留、許救糧水、隨船以來之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝觀望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆飢餒、幸賴 天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹之人新谷十郎兵衛慘見飢餒之色、厚惠旅牒、舟中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命<sup>(6)</sup>狀乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不知死生、必有恋愛欲裂之傷、並量情理万分善處、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所対、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信也

一為侍者業、文武以試科挙、隨忝樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊稱之号也、居在東萊境釜山土

一耶蘇之稱在干本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

日本国松前州大守閣下

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

#### [C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不義之事

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有買売之事、而先以空手同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札之事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之舉、襦衣尽売於毛衣之換、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数日所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

#### [C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖學為道、著書文科、射弓武科、取人才兒而付職、祭神之法、元無、以其亡親、慰設酒肉而祭之、一年、正月正朝、二月寒食、三月清明、四月八日、五月端午、六月望日、七月望日、八月秋夕、墳墓伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、当死日等、香火祭之、耶蘇者之言不知、朝鮮元無<sup>(宋)</sup>「右三卷之書札也」

#### [D-1] 松前藩が南部藩主に宛てた、漂着朝鮮人送還のため江戸へ人員を派遣する旨を報告した書状

南部侯エ報復之書札

当五月廿日、西夷地羽保呂ト申所エ八人乗ノ異国船流着申候、八人ノ内二人ハ羽保呂罷在候、私家来ノ者召連、未到着不仕候、六人之者、当月十九日爰元參着仕候故、僉議仕候ヘハ、朝鮮釜山浦ノ者ノ由申候、残兩人之者、何時可罷越モ相知不申候故、早々江戸表ヘ可申上ト、昨日書状等相認、貴公様エモ為御知可申上ト書状相認置候内、昨七ツ過、西夷地ヘ遣候商舟共罷歸候テ、二人ノ異国之者召連候家来近辺迄着仕候由申候、段々迎之者差遣候間、近日參着仕候ハ、得ト承届、江戸表ヘ可申上ト存、先飛脚差控候處、預御飛札

候間、乍序為御知申候、早速何方へモ被仰達儀御座候ハ、私方ヨリ御内意申上候儀、御延引風聞御聞被成候様ニ被成被下度候、脇々へ何方モ不申遣候へ共、兼テ御心易儀故、為御心得申上候、早速無恙相捕候テ大慶仕候、以上

七月廿二日 松前志摩守

南部信濃守様

#### [D-2] 松前藩が幕府に、朝鮮人漂着の経緯や救護状況などの概要を報告した書状

依朝鮮人漂着而、外崎新十郎出府之節、北条安房守殿へ被差出候書札

覚

一当所西蝦夷地「レフンシリ」ト申島へ八人乗候異国船漂着仕、夫ヨリ「リイシリ」ト申島へ参、蝦夷ノ教ニテ「ソウヤ」ト申所へ着、「ソウヤ」蝦夷介抱仕候テ、当五月二十日羽保呂ト申所へ参着仕候、去年中羽保呂へ金掘廿人差遣候ニ付、奉行新谷十郎兵衛ト申者差遣候故、十郎兵衛僉議仕、八人ノ内李先達、孔裨将ト申二人、十郎兵衛衆船ニ召連、残六人願ノ通異国船ニテ為念添状仕、羽保呂同出船可仕存候処、舟路故、前後参着仕候

一当五月十三日ソウヤト申所へ着、五六日滞留仕候テ、五月廿日羽保呂へ参、六人ノ異国ノ者、七月十二日江差村へ着、七月十九日当所へ参着仕候、六人ノ内金僉知ト申者、日本詞能存候、七月二十日僉議仕候処、朝鮮国釜山浦ノ者ノ由、江原道府伯へ見舞ニ参候故、当四月朔日出船、同廿八日逢大風、梶折、海上数日漂流仕候而「レフンシリ」へ着仕候由申候、当月十九日「ソウヤ」へ差遣候私手船罷歸候、ワウセ夷人ノ頭カチホツテ、シカタイブ、ライ此三人方ヨリ異国船ノ様子申越候、レフンシリ蝦夷人ノ頭タロウナ、リイシリ蝦夷人ノ頭イヌシマエキワカ兩人、右ノ者共段々ソウヤへ相通候、異国之詞蝦夷ト一円通不申候故、大方推量ニ存候趣中越候

一漂流ノ内日本地へ船寄申候哉金僉知ニ相尋候へハ、何方へ茂舟寄不申候、南海ニテ山ノ白ク見へ申候処、日本逢大船、米水杯モライ申候、漂流ノ内、海上ノ順斗方弁不申候由申候、異国ヨリ類船モ無御座由申候、久々ノ内、食物ハ如何仕候哉ト相尋候へハ、沖ニテ釣仕、鯖杯取給申候、水絶申候故、汐水汲候テ煎給候由申候

一色々僉議仕候処、仏法ノ義具不存候旨申候間、当所光善寺ト申浄土寺へ六人ノ者差遣為見申候へハ、仏(レ)ニ向ニ焼香三拜仕、唐音ニ念仏唱申候、金僉知筆

御座候、李先達ニ委細相尋申候へト申候、六人之者衣類皆々木綿笠杯着申候、当所ニ四五十日モ逗留仕候へト金僉知ニ申渡候へハ、從此何方へ相断候共不申候へ共、江戸へ罷登候テハ、朝鮮へ参候遠路迷惑仕候間、早々朝鮮へ歸候様ニ仕呉候へト申候

一金僉知ハ七十一歳罷成、能日本詞存候故、相尋申候へハ、金僉知十八歳ノ節、朝鮮信使ノ供仕、江戸表へ参、対馬へモ折々参候故、日本詞存候由申候、諸事何共難心得段々承候へハ、金僉知者不埒者ノ由申候間、不都合成事共可有御座候

一新谷重郎兵衛、何時罷歸可申モ難計、尤追々迎ニ家来小船申付候へ共、蝦夷地遠方故遅成可申ト存、五年初羽保呂へ着仕候ヲ、漸当月十二日初テ承候、余リ遅モ申候間、先六人参着ノ様子可申上ト、七月二十一日飛札相認申候処、同日七ツ過、西蝦夷地ノ商船共罷歸、新谷重郎兵衛義、近辺迄罷越候由申候間、飛脚差控、得ト承届可申上ト存候テ延引仕候、七月十二日江差村へ新谷重郎兵衛参着ノ旨申越候故、陸地召連早々来候様ニ申付、昨廿四日暮六ツ過、李先達、孔裨将兩人共無恙到着仕候、則様子相尋サセ、今日又僉議仕候テ委細申上候

一今日李先達ニ段々様子相尋候、昨夜尋候趣之通答書モ仕候間、則掛御目申候、小刀所持仕候間、若異国ノ者仲間ニテ口論ニテモ仕、疵付候テハ如何ト存、此方へ受取申候へハ、氣遣ニ存趣申候間、別ニ氣遣存候義ニテハ無之候、小刀之義ニテ候へハ、国風ニテ候間、受取置候、用之節何時ニテモ可相渡申候へハ、得其意候趣申候、此外新之類受取申候、従私方相達候儀共ハ合点仕候へ共、急度安堵仕候様ニ御書付ニテモ被下置候ハ、申間、猶以安堵仕罷登候様仕、罷歸度由申候

一切支丹ニテ可有御座ヤト存、色々僉議仕、兼々羽保呂ニ罷仕候内ノ様子モ承候処、切支丹ニテハ有御座間敷様ニ存候、書物等少々持参仕候へ共、不審成書物モ無御座候、別紙外題書記掛御目候、且又八人ノ内七人者腰ニ木札付申候、一人ハ木札朝鮮ニ差置申候由申候、是ハ朝鮮国ニテ往来候節、此札所持不申候テハ不罷成候由申候、李先達、孔裨将衣類等別紙記中候

一西蝦夷「レフンシリ」ヨリ「リイシリ」へ舟路三四里程、「リイシリ」ヨリ「ソウヤ」へ船路八里程、「ソウヤ」ヨリ羽保呂へ陸地三十里程、羽保呂ヨリ松前迄船路三百四五十里、順風五日程ニ大船ハ走来申候、「ソウヤ」ヨリ松前へ海上三百七八十里モ御

座候、従当所越前敦賀へ参程モ可有御座候由申候、  
右ノ趣御了簡次第宜様被仰上可被下候、以上  
七月二十五日 松前志摩守

北条安房守様

**[D-3] 松前藩が幕府老中に、漂着朝鮮人の漂流中の  
日本商船との接触、漂着後の対応、早期帰国の要望、  
送還経路の希望を報告した書状**

覚

一当所東蝦夷地へ、寛永二十一年、阿蘭陀船流着申候  
テ石火矢打、辰巳ヲ指テ走行候由、其節御老中迄注  
進申上候書付忝モ御座候

一今度流来候異国船ノ者、沖ニテ日本ノ大船ニ逢候儀  
申候、兼テモ異国船ニ逢候風聞承候テ相尋申候処、  
越前新保シクノ浦助左衛門船、商物積、松前へ罷下  
候、当五月朔日敦賀出船、同五日秋田領渡鹿辺ノ廿  
四五里程沖ニテ小船一艘走来、何船ニ御座候トアヤ  
シミ、段々近寄見申候へハ、水ヲキラシ致迷惑望申  
候間、船頭出合、水為取申候節、何方ヨリ来候哉ト  
尋申候処、朝鮮国ヨリ、四月二十八日風ニ被吹放、  
何方共難弁走来候由申候、沖ニテ走過候舟故、其外  
何儀モ相尋申事無御座候、右異国ノ乗合八人ノ内、  
一人ハ年頃六十余ト相見へ申候、日本詞申候故、船  
頭ト挨拶仕候、無程走別、異国人乗船何方へ参候共  
難見分由申候、右ノ船頭ハ上方へ罷登候テ、乗合之  
商人平田儀左エ門、建部彦左エ門、平田市左エ門、  
福地長兵衛、須見屋仁右エ門ト申者へ相尋、右ノ通  
申候、他国船之儀ニテ遠慮ニ存候へ共、若諸国御僉  
議御座候テハ如何ト存候間、内々ニテ貴様迄為御知  
申候、例年当所へ参候船ニテ御座候、急度従其国  
主吟味御座候テハ難儀可仕存候、下々之義ニ御座候  
故、流舟エ不便存、介抱仕飛ト相見へ申候、若御僉  
議モ御座候ハ、私方へ内々ニテ僉議仕候様被仰付  
被下度奉頼候

一八人ノ異国之者、久々漂流仕候故、衣類、紗綾布、  
木綿、鼻紙ノ類少々為取申候、為差登候節、又御指  
図次第取セ可申存候、李先達事ハ余ノ者ト格別違申  
候

一異国ノ者早速罷歸度由申候、尤御指図次第大坂、敦  
賀辺へモ為差登、何方へ成共相渡可申候へ共、秋ハ  
北国筋船路自由無御座候、私舟忝モ、折々敦賀迄モ  
参着不申候テ、中途ニ困候義御座候、万一中途ニ滞  
候テハ、何共難儀仕候、其上北国筋ノ津泊為見候モ  
如何存候、船忝ノ手回モ悪敷御座候、依之津軽、南  
部、仙台ヲ通申候テ、早速其御地へ為差登申度候、

何卒願之通被仰付被下候様奉頼候、併是非大坂、敦  
賀迄モ遣候様被仰付候ハ、夫共ニ御指図次第御  
座候へ共、左候ハ、今年ハ為差登候義罷成間敷  
存候、永々内、万一病死忝御座候テハ迷惑仕候間、  
早々為差登申度候

一願ノ通津軽、南部、仙台ヲ通候テ、其御地へ為差登  
候様被仰付被下候ハ、侍四人相添候様可仕候カ、  
遠路ノ義ニ御座候故、大勢相添申義、先延引仕候、  
併被仰付次第可仕候、足軽八人、中間十人余ニテ為  
差登可申候、異国ノ者ノ外此方人数上下三十人余ニ  
テ為差登可申候、具御差図被成可被下候

一李先達ハ駕籠カ乗物ニテ為差登可申候カ、船頭水主ノ  
分ハ軽尻馬ニテ為差登可申候乎、御差図次第ニ可仕  
候、脇々へ聞へモ存候間、何卒私支配ニテ其御地エ  
為差登候様被仰付被下度候

一常々蝦夷地ニ番人ニテモ差置、番所ニテモ御座候ト  
可被思召候、近所ニハ時ニヨリ番所申付候、西東蝦  
夷地ハ夥敷広ク御座候、一ヶ所ニケ所ニ番所仕置候  
テ、中々用立申儀ニテモ無御座候、五七人ニテ差置  
候テハ、数年ノ内、下々蝦夷ト出入不宜儀モ仕出  
候テハ、結局禍ヲ求候義故、先規ヨリ仕置ノ為ニ、  
年々蝦夷地所々へ商船ニ侍遣、諸事仕置申付、流船  
等ノ儀モ如在仕間鋪旨申付候、遠方蝦夷地ノ内見  
合、二十人計宛セ一二ヶ所番人指置候ハ、可然儀  
御座候へ共、諸色運送等中々私ノ働罷成不申候故、  
乍存致延引候

一当所ノ金山ハ従 大猷院様拜領仕候、其後従山出候  
金子献上仕候へ共、夫モ則拜領仕候、其節土井大  
炊頭殿ヨリノ書状御座候、近年当島金山透ト捨リ  
申候、羽保路ノ浜辺へ寄候金四十年余以前堀申候、  
近年試金堀差越申候、去年中内々為御知申候テ、金  
堀二十人、奉行新谷重郎兵衛相添差遣申候、従海浜  
へ寄候金子ニテ御座候、去年中ヨリ強キ荒無御座候  
テ、金ニ見当不申罷歸候、且又李先達ニ相尋候儀返  
答書三通、船積物等ノ書付掛御目候

右ノ趣為御心得御内意申上候、南部、仙台ヲ通候テ早  
速為差登候様奉頼候、委細留守居ノ者へ被仰付可被下  
候、以上

七月二十五日 松前志摩守

北条安房守様

**[D-4] 松前藩が作成した、漂着した朝鮮船および乗  
員の所持品・船具の改め目録**

朝鮮人諸道具並船道具目録

一船 長三丈六尺四寸幅八尺二寸深三尺五寸

一大柱 長三丈八寸  
 一小柱 長二丈五寸  
 一帆 二通内一通カタ四端、一通カタ三端  
 一梶 長七尺九寸  
 一櫓 三挺、長二丈三尺四寸  
 一細綱 二房  
 一碇 二挺、金碇ニハ無之「カイナノコ」ト申候  
 テ、籠へ石ヲ入レ申候  
 一食釜 大小二  
 一水壺 大ニツ  
 一焼物椀 三  
 一焼物皿 一枚  
 一茶匙 四本  
 一明樽 三  
 一挽鉢 二  
 一鉦 一  
 一斧 一丁  
 一大竹 四十五本、長六尺ヨリ三尺迄  
 一細竹 十本長二三尺  
 一香水 大小六ツ  
 一小箱 四内獵師ノ道具、鉄針、釣ノ糸切細、衣類  
 ノキレ、蝦夷人トマキヲノサヤ<sup>(7)</sup><sup>(9)</sup>  
 以上  
 李先達道具覚  
 一羊皮衣 一  
 一衣装 一地龍紋茶色  
 一同 一紗綾白地  
 一同 一布萌黄  
 一頭巾 三内一ツ革  
 一沓 一足  
 一袴 一地カピタン  
 一蒲団 二内萌黄一  
 一木綿足袋一足  
 一笠 一蓋緒水晶  
 一硯箱 一内書付故紙  
 一貂皮 大小四十枚、是於ソウヤ古衣類ヲ以買取由  
 一書物 九冊  
 一西漢演義評卷三 一冊唐本  
 一医学正伝 卷三 一冊和本  
 一諸薬抄方 一冊 写本  
 一肘後方 一冊 同  
 一薬性歌 一冊 同  
 一世応擲錢解 一冊 同  
 一西関幕遊録 一冊 写本詩集

一詩集 一冊 写本無外題  
 一世応論抄集 一冊 折小本  
 一朝鮮曆 一冊  
 孔裨将道具  
 一布衣 一  
 一布袴 一  
 一木綿袴 一  
 一籠履 一  
 一磁石 一  
 一戒刀<sup>サスカ</sup> 一  
 以上  
 右異国船道具積物改之覚  
 覚  
 一カナ鉢 一  
 一サジ 二本  
 一小刀サヤトモニ一本  
 此三色李先達分  
 一ハ針 一本  
 金僉知分  
 一マキリ 九丁  
 一カマ 二丁  
 一テウノフ 一丁  
 一ノミ 一丁  
 一キリ 一本  
 一鮑ハナシ 五丁  
 一大釘 二本  
 右七色金道具六人唐人持分  
 七月二十五日  
**[D-5] 幕府が松前藩に、漂着朝鮮人の移送と船の取  
 扱いを指示した書状**  
 朝鮮人漂着之卷三十一  
 従北条氏報復之書札  
 猶々朝鮮人腰付候札七枚、貴様御飛脚之者ニ返却申  
 候、以上  
 七月二十五日之御飛札兩通、当五日到着、六日致拝見  
 候、然者蝦夷地江朝鮮人八人乗候小船一艘致漂着候  
 由、右八人之内李先達書候物三通、貴様御覚書一通、  
 並船中荷物之目録被遣、則当月七日御列座ニ而委細申  
 上候、貴札之趣致覚書掛御日候控、則進之候、御老中  
 被仰候者、委細御書付被遣、残所モ無之由、御褒ニ而  
 御座候  
 一今度御奉書被遣候右漂著<sup>(書)</sup>之朝鮮人、陸地ヲ被指上候  
 様被仰候、江戸着候ハ、宗次郎方江直ニ被差越候  
 様ニト被仰候、道中従貴様人御附候義、最前御伺之

通可被成候、遠路ニ候間、大勢ハ不入義之由被仰候  
一右朝鮮人李先達駕籠ニテ可被遣候由、就夫人足八人、残七人者軽尻馬ニテ可被遣候由、御伝馬五匹、外ニ三匹ハ朝鮮人荷物付候タメ小荷駄ニテ御座候、都合人足八人馬十匹之御朱印、今度指下候之間、朝鮮人被差上候節、御朱印拙者方迄可被遣候、可致返上候

一右朝鮮人乗来候船之義者、日和次第来春ニテモ大坂迄被相回、大坂ニ宗次郎蔵屋舗有之候間、被相渡候ニト被仰候、則御老中御書付懸御目候

一今度御朱印被遣候御飛脚ニテ、道中如何ト伺候処、則宿次証文ニテ御朱印被遣候、此御請早々此宿次ニテ御老中迄御請可被遣候、宿次之御証文モ其節御返上可被成候

一此御返事、右之宿次ニテ相立候間、御飛脚之者帰候ヨリハ先達而相達可申ト存候

一御状之内ニ有之候金堀之義、又ハ番人之義、口上ニテ御物語仕置候間、左様御心得可被成候、恐惶謹言  
北条安房守

八月十日 氏平判

松前志摩守様

#### [D-6] 幕府が朝鮮人漂着の経緯と移送方法について記した覚書

蝦夷地漂着船之覚

一西蝦夷地「レフンシリ」ト申島エ八人乗候朝鮮船致漂着、夫ヨリ三四里「リイシリ」ト申島エ参、蝦夷之教ニテ「ソウヤ」ト申所エ参候、自松前海上三百七十八里、五月廿日羽保呂ト申所へ着仕候

一志摩守方ヨリ去年中羽保呂エ金堀<sup>(書)</sup>二十人奉行新谷重郎兵衛ト申者指遣置申候、右之漂著<sup>(書)</sup>之者八人致僉議、夫ヨリ松前江先月廿一日着仕候故、様子相尋、委細御注進申上候

一右八人之内李先達ト申者、人柄能見エ申候、金僉知ト申者、先年日本エ致渡海、日本語通申候故、子細相尋候之処、朝鮮国釜山浦之者ニテ、当四月朔日致出船、同廿八日逢難風、数日漂流仕候由申候

一右之者共致僉議候書付、此度指上申候

一八人之者共早速本国エ罷歸度之由申候、御指図次第大坂、敦賀迄為指上、何方エ成共相渡可申候得共、秋之末北国筋通路不自由御座候間、渡海罷成間敷哉ト奉存候、其上異国人ニ北国津泊見セ申儀如何奉存候、陸地ヲ早速御当地迄差上セ可申哉奉伺候

一陸地為登申候ハ、李先達者駕籠、船頭水主之分カラ尻馬ニテ登セ可申候、侍四人程モ足軽八人、中間

十人計指添為登候様可仕候哉奉伺候、尤志摩守カクマイニテ為登候様可仕候

一右漂流船沖合ニテ逢申之日本船之儀モ、大方承届候、若御僉議御座候事候ハ、志摩守被仰付候ハ、委細承届可申上之由申越候

一右漂着之者共当分衣類、鼻紙等少々取セ申候、為差登候節、御指図次第、何分ニモ可申付候由申越候

八月六日

<sup>(朱)</sup>「広長按、此書状北条氏之覚書也」

#### [D-7] 幕府が漂着朝鮮船の大坂回航と引き渡しを指示した文書

北条安房守エ被仰出之御奉書文言

松前エ漂着之朝鮮人乗来候船、日和次第大坂迄回シ、宗次郎家来エ相渡候様ニ松前志摩守方エ可被申越候、宗次郎方エモ着次第請取候様ニト相達候

#### [D-8] 江戸大伝馬町が出立準備を宿駅に触れた文書

宿次御証文之先触文言

宿次御証文 御箱一

松前志摩守殿

右者明十一日明ケ六ツ時江戸御出シ被成候間、人足令用意相待可被申候、尤此趣先々エモ相触、無滞様可被致候、但刻付ニテ被遣候由御座候、以上

江戸大伝馬町

馬込勘解由印判

元禄九年子八月十日

從千住松前迄宿次

問屋衆中

#### [D-9] 幕府が漂着朝鮮人の陸路護送と人馬手配を命じた奉書

御奉書並御朱印御文言

其地エ漂著<sup>(書)</sup>候朝鮮人之儀被相伺候、其方家来相添、当地宗次郎屋敷迄陸地差越可被相渡候、依之道中人馬御朱印被下候間、遣之候、委細者北条安房守エ相達候、恐々謹言

土相模守

八月十日 戸山城守

阿豊後守

大加賀守

松前志摩守殿

#### [D-10] 幕府が漂着朝鮮人護送のため人足と馬の使用を許可した御朱印

御朱印

人足八人、馬十匹從松前到江戸宗次郎屋敷迄可出之、是者松前エ漂着之朝鮮人送越候付而松前志摩守家来付

罷越候付被下者也

元禄九年八月十日 右宿中

**[D-11] 幕府が松前藩への書状送達と返礼回送を指示した文書**

此箱一、從江戸松前迄持参、松前志摩守所エ相届、返札可来候間、月番之老中エ急度可持参者也

子八月十日 相模

右宿中

**[D-12] 松前藩が御奉書の請取箱を江戸へ送る旨を記した宿次証文の写し**

宿次御証文写、表書之通候、今度御奉書之御請箱一、從松前江戸エ為指登候、以上

子八月二十日 松前志摩守印判

右宿中

**[D-13] 松前藩が幕府からの奉書受領と朝鮮人移送の指示に対する謝意を述べ、宿次証文を返送した書状**

御請書

一筆奉啓上候、八月十日之御奉書、以宿次被成下之、今廿日午刻到着、謹而奉拝見候、当地エ漂着候朝鮮人之義奉伺候之処、私家来相添、其御地宗次郎屋鋪迄陸地差越相渡可申之旨奉畏候、依之道中人馬御朱印頂戴之、難有仕合奉存候、然者宿次御証文返上仕候、委細之義者北条安房守可申上候、恐惶謹言

八月二十日 松前志摩守

大加賀守様

阿豊後守様

戸山城守様

土相模守様

参人々御中

**[D-14] 松前藩が幕府に、漂着朝鮮人に関する奉書と人馬朱印下付への謝意を述べた礼状**

一筆奉啓上候 公方様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、隨而当地漂着仕候朝鮮人之義ニ付而、去頃以宿次御奉書被成下之、殊人馬 御朱印頂戴仕、寔以難有仕合奉存候、依之御礼為可申上、捧愚札候、恐惶謹言

八月二十三日

宛名同右

**[D-15] 松前藩が南部藩に、漂着朝鮮人の移送に関する幕府奉書下付と人足・伝馬手配について知らせた書状**

南部侯津軽侯江之呈書

一筆啓上候、貴様愈御堅固可被成御座与珍重奉存候、然者当地エ漂着朝鮮人之儀ニ付御奉書被成下、殊朝鮮人為指登候節者人足八人、御伝馬十四匹被仰付候旨御奉

書被成下、難有仕合奉存候、仍而朝鮮人為指登可申候間、其節御家来中迄可申達候、為御知如茲御座候、恐惶謹言

松前志摩守

八月十七日 矩広判

南部信濃守様

**[D-16] 松前藩が津軽藩に、西蝦夷地への朝鮮船漂着について連絡遅延を謝罪し、事情を伝えた書状**

貴札致拝見候、残暑御座候得共、愈御堅固之旨珍重奉存候、如仰、去頃西蝦夷地エ朝鮮人乗候小船一艘流候儀、御聞被成候由、依之御紙面之趣得其意奉存候、御近所之儀御座候、自是早々為御知可申上処、何角与延引御報罷成、致迷惑候、誠被入御念、御飛札忝次第御座候、恐惶謹言

松前志摩守

八月十七日 矩広判

津軽越中守様

御報

**[D-17] 松前藩が、朝鮮船漂着の経緯と報告遅延の理由を説明し、改めて通知した書状**

猶々朝鮮国ヨリ流船之儀、去頃江戸表エ申上候、御近所之儀御座候、早々為御知可申上候、詮議仕候得者、類舟モ無御座、別而無心元船ニテモ無御座候、江戸表ヨリ一左右未申来候間、何方へモ不申進候、依之延引仕候、朝鮮之者八人乗、四月下旬ヨリ漂流、当所ヨリ海上三百七八里、西蝦夷地エ五月之頃着岸、七月下旬爰元エ致到着候、切支丹ニテモ無御座、武具一色モ持参不仕候、自是為御知可申候処、右之訳故延引、御報ニ罷成候テ迷惑仕候、相替儀モ御座候ハ、早々為御知可申候、早速預御尋、忝奉存候、以上

**[D-18] 松前藩が作成した、朝鮮人を江戸へ護送する際の護衛役員・随員の名簿**

漂人出府道中守護役並条目

若党 目谷又十郎 厚谷半介

湊平左衛門

鎗持 狭箱 下僕 上下 六人

若党 関庄次郎

谷梯瀬左衛門

鎗持 狭箱 下僕 上下 五人

藤倉近兵衛 若党 成田孫兵衛 下僕 上下 三人

新谷重郎兵衛 若党 大沢角兵衛 下僕 上下 三人

須藤玄庵 下僕 上下 二人

賄人 張江次郎兵衛

足軽 牧田勘右衛門 松江義右衛門 後藤長右衛門

(朱)「松前主水家来 下国宮内家来」

赤石与惣右衛門 鈴木戸右衛門

(朱)「蠣崎蔵人家来 蠣崎主殿家来」

立原市郎右衛門 吉田権太夫 古川勘介

(朱)「松前主水百姓 同上」

中間 及部村源内 同所与四蔵 唐津内甚三郎

西館藤四郎 同 庄 助 博知石次郎助

大館万兵衛 同左五兵衛 大沢村七蔵

吉岡村金十郎 已上十人

都合上下三十八人

**[D-19] 松前藩が作成した、漂着朝鮮人を江戸へ護送する際の道中取扱いと注意事項を記した条目覚**

条目覚

一御朱印人足八人御伝馬十匹、右者李先達駕籠人足八人、残朝鮮人七人軽尻馬七匹、小荷駄三匹、都合馬十匹ニテ候、右之馬エ手前之荷物一色ニテモ付申間敷候、勿論右御朱印之外人馬曾テ出サセ申間敷候、右人馬エ少成共非分之儀仕間敷旨、下々共能々可申付候、若不埒仕方有之候ハ、後日令僉議、急度可申付候事

一朝鮮人エ少成共非分之儀不申懸様ニ下々迄入念可申付候事

一所々泊宿々時分、朝鮮人猥他所エ出シ申間敷候、望次第宿ニテチヨト見物候義不苦事

一朝鮮人エ何方ニテ音信有之候共、猥受サセ申間敷候、勿論朝鮮人之諸道具一色モ紛失無之様可仕候、此方下々泊宿ニテ藁一筋モ取不申候様能々可申付候、尤不作法無之様可申付候事

一泊々ニテ、火事其外不慮之儀有之候共、平左衛門、瀬左衛門、重郎兵衛、其外足軽、中間早速朝鮮人ヲ召連、不埒之義無之様可仕候、近兵衛者足軽一二人中間一二人ニテ残居、荷物之支配可仕候事

一朝鮮人病氣候共、成次第無滞可令旅行候、若大病候ハハ、重郎兵衛足軽一人中間二人相添残置、江戸表エ早々飛脚ニテ可申上候事

一万一道中ニテ朝鮮人病死候ハハ、死骸致塩詰埋、足軽一人付置候テ、当所江戸表エモ飛脚ニテ早々可申越候、右之通之節者近兵衛残居候テ、左様之支配仕、埋候後者足軽ニ預置、急候テ一所ニ登可申候、八人之内一人二人相果候共、無滞罷登可申候、御伝馬之義、箇様之節有之分者断可申候事

已上

八月二十二日 松前志摩守

湊平左衛門殿

谷梯瀬左衛門殿

藤倉近兵衛殿

新谷重郎兵衛殿

**[D-20] 松前藩が作成した、漂着朝鮮船および乗員の残置品・船具の目録と受取証文**

漂人所残之諸具目録並此方預証文

一船 一隻、長七把

一帆木 二介、内大六把小四把

一尾木 二介

一櫓木 三介

一風席 二部、内大十二立付小九立付

一草〔草〕五番

一木錠 二介

一錠条 二件

一食鼎 二坐、内破鼎足無並破穴有

一水釜 一坐、破痕有

一木桶 八坐

一香木 八株内大四小四

一板子 二十二立、内二立他物

一篁竹 四十五介

一細竹 十介

一盤 二立

以上十六枝、物件照数置松前

朝鮮漂人李先達 印

丙子八月二十二日

高橋浅右衛門

並川宇左衛門

**[D-21] 松前藩が漂着朝鮮船の船具を改めて記録し、翌年大坂へ回送予定であることを記した覚書**

朝鮮人船具改之覚

一船 一艘、長七尋

一帆柱 二本、内大六尋小四尋

一梶 二羽

一櫓 三挺

一帆 二通、内大十二枚小九枚

一篷 五枚

一碇 二挺

一綱 二房

一食釜 破釜足無破穴有

一水瓶 破疵有

一香木 八、内大四小四

一船敷板 二十枚、内二枚船具

一大竹 四十五本

一細竹 十本

一挽鉢 二

一明樽 八<sup>(朱)</sup>「明当作空」

右拾六色相改、受取置申候、来年日和次第大坂エ回シ  
可申候、右之船当所出船日極候ハ、御左右可申上  
候、以上

子八月二十二日

**[D-22] 松前藩が津軽領に、朝鮮人移送のための人馬  
手配と出航予定を知らせた駆伝文**

駆次回文

御朱印人足八人馬拾匹、右者李先達駕籠八人、残朝鮮  
人軽尻十匹、同小荷駄三匹ニテ候、来廿七日順風次第  
可令發船候、津軽参着候者可申達候

松前志摩守内

子八月廿三日 蠣崎藏人

下国官内

松前主水

從津軽御領

千往迄

所々御検断衆中

**[D-23] 松前藩が各領の宿駅に、朝鮮人移送のための  
人馬手配と人数を知らせた通達**

今度朝鮮人從松前江戸エ為差登候付、駄賃馬九匹並人  
足三人無遅々様御才覚頼入存候、人数都合朝鮮人共上  
下四十六人ニテ候、為御心得之申達候、以上

松前志摩守内

九月二十三日 蠣崎藏人

下国宮内

松前主水

津軽御領分中

南部御領分中

仙台御領分中

幸利御領分中

福島御領分中

二本松御領分中

白川御領分中

芦野御領分中

越堀御領分中

鍋懸御領分中

太田原御領分中

佐久山御領分中

喜連川御領分中

宇都宮御領分中

小金井御領分中

小山御領分中

古賀御領分中

從栗橋千住迄

所々御検断衆中

**[D-24] 対馬藩江戸屋敷が松前藩から漂着朝鮮人と荷  
物を受け取った証文**

從宗次郎殿朝鮮人請取証文

覚

一朝鮮人 八人

一荷物 十箇

右之通無相違相請取申候、以上

宗次郎内

子九月廿二日 鈴木半兵衛 印

松前志摩守様御内

湊平左衛門殿

**[D-25] 朝鮮人の当地到来を了承した奉書の控**

漂人出府之節賜 御奉書之控

来札令披見候、最前被申越候漂着之朝鮮人、当地エ被  
差越之由得其意候、紙面之趣、各一覽之事候、恐々謹  
言

九月廿三日 戸 山城守

松前志摩守殿

**[D-26] 松前藩江戸留守居役が家老に宛てた、漂着朝  
鮮人関連や江戸での諸事務処理に関する報告書状**

從江戸留守居到着書状之文言

一佐竹右京太夫様御次男佐竹永馬様、相馬弾正少様御  
養子ニ御願ニ付、当七月御願之通被仰付候、依之右  
京太夫様、修理太夫様、求馬様エ之御書指出申候

一佐竹右京太夫様、同修理太夫様エ漂着朝鮮人之儀被  
仰進候御書指出申候

一朝鮮人江戸着十日前為知可申由、宗次郎様御家来願  
之通申上候処、湊平左衛門被仰付候ニ付、右之趣森  
岡役人中頼書状為差登申候相違、宗次郎様家来申達  
候、先書申上候通り安房守様エ申上候、首尾能相済  
ミ申候

一仙石伯耆守様エ、七月廿四日被召寄、御書付三通御  
渡被成候、御請相認、今十八日差出相済申候、則御  
案文今度指上申候、以上

九月廿三日 松井半右衛門

家老中三人名宛

**[D-27] 朝鮮人の宗次郎方への引渡し、御朱印の登城  
提出と老中上呈、随行者の行動指示**

一朝鮮人、今廿一日之晩千寿一宿、同廿二日己之刻江  
戸着可仕旨、從宇都宮湊平左衛門、谷梯瀬左衛門飛  
脚、廿一日己上刻到著仕候付、同刻安房守様エ右之

趣申上、宗次郎様家来方エ申通候  
一二十一日暮六時、私千寿エ罷越、朝鮮人江戸入、宗次郎様エ相渡申儀相談仕、直罷帰申候  
一二十二日四ツ時江戸着、直宗次郎様エ朝鮮人八人並荷物拾箇相渡、証文湊平左衛門宛ニテ、宗次郎様留守居鈴木半兵衛方ヨリ請取申候  
一湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛、須藤玄庵、私従宗次郎様御料理被下候  
一平左衛門、瀬左衛門、私三人ニ宗次郎様御逢被成候、家老兩人罷出候、御書御返札追テ可被遣由、右之通首尾能相済申候  
一二十二日、御朱印宗次郎様屋敷ヨリ直御城エ持参、安房守様エ懸御目、箱ニツ持参仕候、御指図次第可仕旨窺申候得者、其御地ニテ御改被成候御朱印御入被遊候箱ニテ、直ニ於御城御老中様エ御上被成候、私儀則退出仕候  
一二十二日 御連書並柳沢出羽守様、松平右京太夫様エ之御書窺申候処、御口上共被仰聞候、御連書御月番山城守様エ差上、御書柳沢出羽守様、松平右京太夫様エ指上相済申候  
一安房守様御退出之節、平左衛門一所ニ懸御目候処、御朱印御返上首尾能御座候旨被仰聞、奉恐悦候  
一朝鮮人江戸着之節、平左衛門、瀬左衛門乗馬之儀被仰付候、毎度申付置候故、廿二日未明千寿エ引セ、兩人共馬ニテ宗次郎様御屋敷エ参渡申候  
一朝鮮人ニ御附被成候御侍、御足輕、御中間、安房守様エ窺、段々指下可申旨被仰付、奉畏候、右之趣伺申候得者、勝手次第相下可申由被仰聞候  
平左衛門四五日モ逗留、御用相調罷下候様被仰付候由、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛、一両日モ休息仕候ハ、御足輕、御中間召連被仰付候旨、奉得其意候、早々罷下可申候  
一瀬左衛門儀、御当地御用相仕舞、伊勢御代参被仰付候由、近々罷登可申ト存候、朝鮮人於道中相煩候義、殊大勢之者罷登候ニ付病人モ可有御座候哉難計被召罷、須藤玄庵為御登被成候由、奉得其意候、是又一所ニ指下可申候  
一鷲黒焼小箱入為御登被成候、安田藤介エ相渡可申旨、奉得其意候  
一成瀬隼人殿御子息小吉殿、新知三千石従尾張様被下候付、御届之御書為御登被成候、弥聞合指出可申候、以上  
九月二十四日 松井半右衛門  
松前主水様

下国宮内様  
蠣崎蔵人様  
[D-28] 諸藩領境における出迎え人員・馬・駕籠などの手配方法を記した覚書  
覚  
津軽越中守様 南部信濃守様  
田村右京太夫様 松平陸奥守様  
堀田伊豆守様 丹羽若狭守様  
松平大和守様 大関大助様  
芦野左門様 福原内匠様  
喜連川右兵衛様 奥平熊太郎様  
右之御衆中様方ヨリ、御領分之堺目ヨリ堺目マデ、物頭二三騎計、足輕二十人並本道外科、或者駕籠七八挺、鞍置馬七八匹程モ御出候得共、朝鮮人尤乗不申候、以上  
九月二十二日  
[D-29] 朝鮮人に贈与した物品の品目・数量・受領者を記録した書付の控  
宗次郎様エ相渡書付之控  
朝鮮人遺物之覚  
一紗綾 六端 真綿 四把  
一緋蒲団 鷲尾 一尻  
一砂金 二匁  
右李先達  
一染布 三端 木綿着物 一  
一同蒲団 一 蒲団張 一筋  
右金僉知  
一木綿着物 一 同蒲団 一  
蒲団張 一筋宛  
右孔裨将 金僉知<sup>(宋)</sup>「或作金裨将」海夫四人  
右之外出船之砌綿類李先達エ遣、下々エ木綿物一ツ宛、鼻紙等遣申候  
於道中遣候物之分  
一乘懸合羽、鼻紙五十帖、刻多葉粉十包  
右李先達  
一鼻紙三十帖、刻多葉粉七包宛  
金僉知 孔裨将  
一鼻紙二十帖、刻多葉粉七包宛  
右船頭海夫共五人  
以上  
右之通朝鮮人エ遣申候  
松前志摩守内  
九月廿四日 松井半右衛門  
宗次郎様御内

鈴木半兵衛様

**[D-30] 対馬藩による朝鮮人の船具・所持品受領の目録**

宗氏家臣漂人諸道具受取書付  
覚

一舟 一艘 長七尋  
一帆柱 二本、内大六尋小四尋  
一梶 二羽  
一櫓 三挺  
一帆 二通、内大十二枚小九枚  
一篷 五枚  
一碇 二挺  
一綱 二房  
一食釜 ニツ、内破釜足無破穴有  
一水瓶 一ツ 破痛有  
一明樽 八ツ  
一香木 八ツ、内大四小四  
一船板 廿二枚、内二枚者船具  
一大竹 四十五本  
一細竹 十本  
一挽鉢 ニツ

以上十六色  
外ニ

一季先達諸色之目録 二通  
一鉢 ニツ  
一小壺 一ツ  
一帆ニ付候竹 十五本  
一船板 五枚過

右之通槩ニ請取申候、已上

宗対馬守内  
巳七月五日 越 治兵衛 印  
松前志摩守様御内  
工藤瀬兵衛殿

**[D-31] 対馬藩による朝鮮人の残置物受領の覚書**

朝鮮人追而残置候物之覚

一匏ハナシ 五挺、但大小有  
一テウノフ 一挺  
一鎌 二枚  
一ヤス 一挺  
一マキリ 二枚  
一キリ 一本  
一船釘 大小三本  
右七色ハ薙包小箱一ツニ入  
一細縄 一結

一笠之家 一結

右之通槩ニ請取申候、以上  
宗対馬守内  
巳七月五日 越 治兵衛 印  
松前志摩守様御内  
工藤瀬兵衛殿

**[D-32] 松前藩から対馬藩への朝鮮船の引渡しと到着報告控**

宗家エ漂人乗船等相渡御届書之控  
口上之覚

去年朝鮮人蝦夷地エ流来候舟之義、大坂エ為差登、宗対馬守様エ可相渡旨被仰付、順風見合、当四月出船、無異儀着船、当月五日到大坂、対馬守様御家来越治兵衛エ相渡候旨、右舟ニ付指遣候志摩守様家来方ヨリ昨夜申越候、相渡候一左右可奉申上旨、兼々従志摩守方申越候間、無御注進申上候、以上

松前志摩守家来  
七月十六日 松井半右衛門  
右之口上書付

一通、阿部豊後守様先達而指上、以御指図御月番土屋相模守様エ指上申候

**[D-33] 朝鮮人の本国到着を知らせる対馬藩の書簡控**

朝鮮人本国帰着並宗公書簡  
一筆令啓上候、去年御領内エ漂着候朝鮮人、海陸無異儀、旧臘十四日国元エ着船之由来候、此段為可申述如此御座候、恐惶謹言

宗対馬守  
二月三日 義方判  
松前志摩守殿  
人々御中

**[E-1] 朝鮮詞とその発音**

朝鮮詞

シヤウ	トン	フウフ	ナム	ホン	ヨウロン	カウル	チヤウル	インカン	コンダン	アイ
西	東	北	南	春	夏	秋	冬	人間	親	父
ライミ	シヤウグ	アソウ	メヌリ	スウタイ	アトル	シトル	ナイ	ヤンチイ	ベンブレ	タントウ
母	兄	弟	姉	妹	男	女	我	食	屏風	脇指
ホウヲ	ヤクチウ	ムル	ブル	フウツ	モウク	チヨンナル	イヲル	サモアル	サウナル	
茶碗	酒	水	火	筆	暴	正月	二月	三月	四月	
ヨウナル	エナル	チヨナル	タナル	クラル	シナル	トンタル				
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月			

**[E-2] 朝鮮における尺量法と布の寸法**

尺量之法  
地尺三指三二指一為一尺、此尺量六尺為一步、農夫除一指有法  
六十歩為一里  
布尺十寸為一尺、此尺量造衣服  
木綿布皆此尺、四十五尺為一匹

**[E-3] 松前藩主からの贈り物に対する感謝**

朝鮮漂人書牘  
帖下紗綾三端、方絹二端、白綿一封、白紙一束、常紙二束等物伏受感祝  
松前州大守 案下  
丙子七月二十六日 朝鮮漂人  
李志恒  
高橋泰光

**[E-4] 高橋浅右衛門を含む複数の恩人に対する感謝**

漂人文章  
昨因鄙我为現殿様之前、頗遣気勞、退帰旅軒之時況有同臨之慰、達夜思心多感無謝、且奉殿様再度書給之章、無非恤我之語、再三披閱極之誠、未嘗少馳手心矣、人皆有一天、我独四天者也、上有殿様之撫、次有尊公之護、又有十郎之活、蒙此四天之恩、帰郷朽骨世路無久、人似朝露、各在他邦、知恩無路、祝手之外更無余謝、只得一夜來問候、不宣草式  
丙子七月二十七日 朝鮮漂人李志恒  
高橋浅右衛門尊公案下

**[E-5] 贈り物や親切を断れない立場の難しさと感謝の気持ち**

昨臨陋旅之亭、冒昏勞歸、況有殿様撫念賜物、不可拒理於道礼、故依受感祝達、夜無寝、尤不勝惶恐欲番夜來、尊公氣候安寧、不宣姑惟照察上状  
丙子七月二十七日 漂人李志恒  
高橋浅右衛門尊公閣下

**[E-6] 江戸護送への期待と感謝、ならびに自身の現状と心情**

昨臨陋寓、伝喜慰客、感荷深情不可輕謝、然会日流首座雖無対顔之分、詩情往返已悉中矣、欲有面議一番相識、而貴国法度極嚴、故生心不望者日久矣、今有江戸之護送、樂莫樂兮、有各拔扈之魚志者也、心胷隔愁詩之好悪未嘗有意於一時、且以武弁少習庸才業、在武徑已是年久廢而不習者今為三十年之久、幸承流韵僅以審勺和之、勿以為咎之意、伝論解焉、且曾告一事、我之褥尽濕於海水、所見可測、故捨与夷子、而今無外造之色、一路所見似甚疲累、留此久日悔必道、及亦無光彩、於尊公待我之至意者、然故不顧廉恥、諸念小事、敢此妄告望須留神善処焉

丙子八月日 朝鮮漂客李志達  
高橋浅右衛門尊公案下

**[E-7] 援助への感謝と謝文送付遅延の説明、占いに関するやりとり**

昨臨陋寓冒昏勞還、深感無謝、志恒伏蒙殿様下恤之

沢、累受衣資、伏受祝手之感、他無仰告、所受謝文今始書納、亦勿為罪、尊公從客順序告由、何如不勝未安之至、且占卜事、今日戊子也、聖有子不問卜之語、姑停不擲明當從命、是計流首坐前送簡、伝致亦望  
下示問帖語格太過拜受、閱覽不勝惶感、此後又有下問、依從貴命伏計 李志恒

**[E-8] 夜間の訪問と労いへの感謝、占いの解釈文の送付**

昨昏臨陋冒夜勞還、不勝感賀、無以仰謝、企伏荷尊念、無恙度日、尤無所謝、昨日下午命擲錢兩診解本文書送幸考納焉、余不宣式  
丙子七月二十九日 李志恒  
高橋浅右衛門尊公案下

**[E-9] 厚意への感謝と近況、ならびに書写遅延の謝罪**

謹問此辰尊公恃候何如、志恒特荷厚恤之誼、專蒙殿様之大沢、頓食無恙、伏感岡極之誠、銘心弥篤祝手之無暇、而曾日下教膳冊、意欲趁即書納、而近因臂痛、層劇執筆成字、甚是不精、如是太晚進上、罪実非輕、望須尊公勿以為咎、姑此為草、更令精膳、伏未知何如、憑此送便兼候問安、不勝未妥、不宣伏惟下照謹状  
丙子八月元三 朝鮮漂人李先達志恒  
高橋浅右衛門尊公案下

**[E-10] 書簡の確認依頼、占いの経過、櫃製作の依頼等**

昨呈殿様案前替納簡牘、尊公其已就鑑否即問、此辰侍中氣候何如、志恒伏荷下念、董保客喘、伏感之外不知仰謝、再昨置此占事、今朝擲錢始択一人之數、而一日之中不可一人再卜之例、故明當擲択伏計、非不知人事之如何、而曾有所告、且切客篋如是放達、不勝未安之至、今送尺量紙条、下令匠人、造給一櫃、生色他邦之人、恃伏待而尊有自外周旋之勢、不稟於殿様案前、伏未知何如、不宣伏惟  
八月初六日 漂人李先達志恒  
高橋浅右衛門尊公案下

**[E-11] 訪問への感謝と占い概要の送付、腕の病による書写不十分への謝罪、櫃製作の催促**

昨昏勞臨陋寓、感謝々手尽不可目外、形言於許多条尽之吉凶、奈何々纔以男女兩論之大概送呈小垂覽察焉、書写事漂中、多傷眼暗、又極臂痛、不能成字、誤染明紙、不勝愧慚、然只以他国人之写勿罪、寬留如何、且造櫃尺量依以下諾付送、望須指揮匠人、帰期在邇、随令速造、何如不宣式  
丙子八月旬八 漂客李志達

高橋浅右衛門尊公案下

又冊三件送上考納

**[E-12] 病気による食事困難のための米と魚の交換依頼**

我婦期当迫、病又交侵、心亦尽腐之中、無膳難繼、以我之米斗給、換得生魚一二尾、以養病口一時之所嘗味、伏望尊特令下司、換質以給之意言及伏望々々

丙子八月望日 朝鮮漂客李先達請状

高橋浅右衛門案下

**[E-13] 病気による訪問不可能と返書および詩の送付**  
近有未対貴顔、有呻吟之患、一未修問尊体候、無情太甚、昨息流首坐之間牘、今纔和呈、望須忌勞替伝如何、且呈一律、覽非掛眼、幸尊勿郤焉

八月旬 朝鮮李先達

高橋浅右衛門案下

**[E-14] 腕の病による書写不十分への謝罪と詩の送付**  
下示書写事、十分詳察之、余臂病方劇、一張自然誤書無用、只以四幅書呈、而多有不精、勿咎焉

八月永七日 朝鮮漂人李先達

高橋浅右衛門案下

杜詩四卷、写幅四張 日時並呈

**[E-15] 腕の病による書状遅延と出来不十分への謝罪**  
久受殿様下命、臂病甚劇、不能自由、今始太晚進上、不勝惶恐、然志不宜式

李先達書答

高橋浅右衛門尊公案下

自著之余心甚鬱々、所思不精、勿罪焉

**[E-16] 秋の寒さに耐えている状況と厚着支給の要望**  
秋氣入寒、衣薄能不寝夢、忍寒而已、伏乞尊、十分善処厚衣所入上下之意、告達書呈伏望々々、謹拜上書

丙子八月二十日 金僉知拜

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-17] 喜報への感謝と殿様への書状取次ぎ依頼**  
日間勞臨陋寓、特伝喜報心映欲狂第、有志恒所懷、故上書於殿様案前、書封以呈、伏乞尊公指令入納於殿様案前、伏乞望々

丙子八月二十一日 辱知 漂人李先達

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-18] 対面後の安否伺いと寒さへの配慮としての衣服支給への感謝**

昨夜相面、喜言拜別之後、尊侯夜間氣体万安乎、再三陳達、惶恐而已、伏乞、天氣寒来、悶極々々出、去日少尊有念上下則造衣還歸之、至伏望々、余言面叙、伏惟不宜謹再拜上書

丙子八月 金僉知拜

**[E-19] 雨による荷物損傷防止のための油紙支給の要望**

雨勢如此、支離不止、行中襟褥及其他漏雨濡湿必傷、故欲裏去免湿、為計油紙大者三件送惠伏望

丙子八月日 李先達

高橋浅右衛門前 請

孔裨将

**[E-20] 雨による荷物損傷防止のための油紙受領予定の報告**

路中持去襟褥及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月二十八日 漂人

**[E-21] 家老三公の訪問への感謝と別送書付送付の知らせ**

昨日雨中勞臨陋寓、慰叙 神儀、不勝感賀、小録別情須量監察、不備伏惟

下照 上状

松前州家老三公案下

丙子八月日 朝鮮国漂人李志恒判

**[E-22] 金および鷺羽を朝鮮に持ち帰ることの価値と贈与の要望**

小録

朝鮮無識金所鑄之法、尤無産出、買売之規如有用処、則大国往来貿用、即聞

貴州多産云、真金五六分、或一二錢、有紋鷺羽五六箇、特許惠、然以帰我国、誇徳見物之喜何如

李志恒判

**[E-23] 漂流民の要望に対する南部家老からの返答の報告**

南部家老中漂人エ報復之書簡

今早行装之後、以書被告於吾儕等、先是漂流止泊於松前海境、而漸所救死件々如所告、且依有貴国交隣之好、卿等將得歸于本州、欣幸々々、又有勞病之人、而告供饋之事、然而以自松前伝来不過其緯、故無奈何、卿等思焉

九月初八日 南部家家老等

報

朝鮮国漂泊人

**[F-1] 松前を離れた孤独と郷愁、松前ででの寺訪問の思い出を大夫に贈る詩**

朝鮮漂人李先達詩章

遠客漂到仁府留、恩荷入骨報無秋、旅齋寂寞歸思切、独伴殘灯幾夜愁、蒼苔白石山中眠、丹崖碧樹近仙翁、

堪嗟不見松城景、許我少時玩寺遊

右贈大夫<sup>(朱)</sup>「此一律見干尺牘中」

**[F-2] 松前滞在中の景観描写と、江戸へ向かう途上に詠んだ別れの詩**

聞島海東在、漂来尽自看、谷靜松声徹、洞深月色閑、  
白雲朝出岫、水鳥暮還山、仙境知不遠、如何到其間

右在客舍偶題

惜別松前、随来江戸路、僉侍中題謝

把酒那堪惜別情、坐看河水已東傾、遙知兩處相思夢、  
飛去飛来帶月明

丙子九月日 朝鮮漂客李先達共到

江戸、還歸本郷、故感吟以謝、不忘之資

**[F-3] 富士山を題材に詠んだ、異国での旅愁と郷愁の詩**

日出扶桑山又遠、奇看真箇必仙区、無心雲岫濃還淡、  
有意風帆海上浮、野接滄溟天一色、路連松水幾人休、  
此中長嘯思歸恨、捻是他邦作客愁

右題日本富士山図

**[F-4] 漂着から数か月後、家族を案じながら長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩**

四月漂舟七月秋、客中何耐愁中愁、漂来想有家人憶、  
誰報吾生尚滯留

右在客舍偶作

**[F-5] 高橋浅右衛門に贈った、交流と別れを惜しみ、厚い情と松前への思慕を詠んだ詩**

贈別日本国松前近侍高橋浅右衛門尊公

案下呈

邂逅相逢処、論交若旧時、逢歡還欲別、從此恨相離

又

我是朝鮮漂水客、君元東国有名侍、逢觀未尽平生願、  
臨別茫然自不離、如今倏帳含有厚、歸余還將何倚期、  
松前消息憑誰問、独拳殘顏至遠思

丙子八月仲秋日 朝鮮漂客李先達

**[F-6] 異郷での漂泊の愁いを詠んだ李志恒の詩と、共感を寄せた慧海の跋文**

附録

朝鮮国人李先達、漂風至此、有感而題吟、丙子七月、  
窃汚朝鮮国李先達所吟二首芳躅、示土人、聊述客懷

離郷六載此逢秋 漂客感吟加我愁

山月海潮惣望意 岸華汀鳥淚難留

又

漂泊是天命 生涯西又東

地分言語別 客淚与君同

僧本東武江戸人也、寓于松前既六稔、隔海陸万里、重

山復水、不能日無郷思、今也圭復 李君高吟而僧亦非  
無淚矣、一覽之後早付丙子<sup>(朱)</sup>「圭字可疑」

高橋泰光貴丈案下 阿吽寺住僧慧海草<sup>(朱)</sup>「泰光者盛  
明之初名也」

**[F-7] 漂泊感吟と題し、望郷や孤愁を詠んだ李志恒の詩**

漂泊感吟

泊舟海岸宿 歸夢故郷天

拳床自酌酒 奉進賀慈親

話妻又見子 会感飲同歡

覺来忽驚起 身在水中船

蟾宮早折桂花後 退在江村能幾時

五年関西看尽興 今日漂来有所思

又

仙風吹袂海東来 洗尽平生万丈埃

勢接天神懸瀑蔭 功煩思神巖岸聞

層潭水碧龍心臥 古壁巢空鶴未回<sup>(朱)</sup>「潭乎」

不堪漂愁明月出 浪飛声徹最高台

丙子八月初二 朝鮮国漂人李志恒先達稿

**[F-8] 李志恒の吟に唱和した、漂泊と異郷への共感を表す慧海の詩**

爾日関李志恒先達光誦、於是吻攀韻脚、録呈之一端也  
耳、勿敢為皮裏陽秋大幸也

東海放船去 留君異国天

一秋人為客 数月淚思親

詩賦還添鬱 酒色強進飲

何当輕一棹 分袖送歸船

又

可憐万里漂流客 此到百愁感旧時

料憶朝鮮名勝地 天長水遠日相思

又

殊方才子有時来 望裡清篇絶点埃

草隸書鮮垂露麗 毫端写出画図開

島中瀑布名初響 浦口鬼神氣可回

国制得期送君去 不堪景暮上吟台

丙子八月初六 僧惠海智潤流稽顙

李志恒先達尊丈足<sup>(朱)</sup>「下乎」

**[F-9] 李志恒の詩に次韻し、漂泊と異郷の感慨を詠んだ慧海の詩**

謹次玉韻、流首座浄榻

岸止汀蘭道 瀑流府北東

小点客愁眼 清光処々同

且即受瓊琚、累次披閱、不覺驚動心神、膽藏客筵以還  
呈、且我昨有所感之作、故敢此煩呈、幸賜就覽焉

旅軒愁臥夢飛天 幸遇三山島上仙  
未盡玄談分袂去 夢回秋雨在松前  
右夢入仙源、見仙似人感奇

又

玉露橫空素月明 楚天歸雁送寒聲  
客堂殘燭悄無睡 河漢西流夜五更

覽後付丙

僧惠海啓

**[F-10] 李志恒の唱和詩に謝意を述べ、臂痛を氣遣いつつ詩三首を添えた慧海の書簡**

向嘗因高氏、所呈覽鄙吟、即辱回示、原加批点、無所仰謝、况賜再和、且示感吟二首、薰誦不已、寔本祝瓊報、愧慰多集矣、就承先生頃日患於臂痛、想夫漂泊日久、係一室之内、得無伊鬱乎、此臂痛之所以發也、不佞窃為先生苦之、然而物皆有天数、古之人有奇才者多奇窮、所謂見孔聖顔子可知之、况其余乎、密希、千万保重、下情不任胆望之至矣、謹廣感吟二首、且写卑懷一首具之別幅、汚清眸、敢望斤風、冀勿靳慈誨也、嗟々会更末期、監書惘然、惟心亮<sup>(朱)</sup>「可疑」

丙子八月初七 僧惠海智潤流拜呈

李志恒先達足下

**[F-11] 李志恒の詩に次韻し、あわせて自作一首を添えた慧海の唱和詩**

寅廣玉韻、呈旅軒、伏乞慈斤

君到秋宵三島天 鳳客想好化神仙  
恍然夢覺投五句 瓊韻金聲響几前  
近望旅軒對月明 忍聞孤雁報人聲  
客宵愁察夢難結 我亦思君到曉更

又呈卑懷

海瀛万里朝鮮客 不慮秋來結筆盟  
欲廣高吟々舌短 強為鼓吟似蛙鳴

丙子仲秋初七 僧慧海智潤瑞流稿

李志恒尊丈足下

**[F-12] 李志恒から慧海の唱和詩への謝意を述べ、病苦を訴えつつ和韻詩四首を添えた書簡**

昨承問札、憑審迪吉、兼奉 玉吟、披閱再三覺惘然、雖無面語、相近之歎、宛對平昔之清顔、深感無謝、僕本武弁、尋章摘句、僅以成樣、寔是庸鄙、而濫許先生之称、一何誤乎、愧赧何堪、臂痛方劇、拘居寂寞之所、心催千山之愁、且偏風熱瘡腫、服藥呻治之余、謹將拙句太晚、和韻又呈客懷四首、幸勿却、高眼就覽付而如何、不宣式

流首坐靜案 朝鮮漂客李先達

**[F-13] 漂泊の愁苦や秋景を詠み、さらに鐘聲の感興**

**を添えた李志恒の詩**

曾有林泉約 漂來負初盟

寥寥無外事 庭樹老蟬鳴

秋感客懷

松城秋月夜初長 淡白余光照客床

寂寞漂人愁不寐 滿庭花樹響空廊

身為漂到未歸人 家在蓬萊洛水浜

月白庭中涼露温 風清簾外客愁新

一抹浮嵐山外收 荻花楓葉暮江頭

西風吹送三湘雨 驚覺人間八月秋

又聞鐘

曉鐘聲送客夢驚 月明窗外雨初晴

梧桐露滴秋風起 園草蛩飛夜五更

朝鮮漂客李先達呈

**[F-14] 李志恒の詩に唱和して自作を呈した慧海の詩**

再廣 李先達尊丈光誦、呈吟梧前、伏乞慈斤

方外難為友 吟床僅得盟

贈君山野句 強慰不平鳴

**[F-15] 李志恒の唱和に対して、慧海が自らの不才を詫びつつ、一首を呈した書簡と詩**

昨賜高和、且示感吟四首、盟誦律々、久之不止、試欲攀芳趾、即搜枯腸、未得一字、故以呈卑興一首、煩塵清眸、所恨智潤練句不精而剩質、不足以稿斤正也、密冀高明、更哀其不才、細賜郢教、大幸々々、不勝惶恐、以録猪尾

秋夜卑懷

浦口上樓望 吟胸映古今

露寒秋氣老 雁報客愁臨<sup>(朱)</sup>「雁乎」

孤館山間月 故鄉万里心

此時多感慨 異境少知音

丙子八月旬一 惠海智〔言閩〕端流拜呈<sup>(朱)</sup>「潤乎、閩乎」

李志恒先達尊公足下

**[F-16] 李志恒が次韻し、漂泊の愁苦や郷愁を詠んだ詩**

謹次玉韻、流首座靜榻

窗外風肅々 庭前月古今

洞裡煙霞好 波頭歲月深

日暮沙汀岸 忘機世路心

節近南飛雁 憑知得喜昔

又次

異城秋天夜 漂愁在目今<sup>(朱)</sup>「城疑域字」

風光非憂景 羅月冷侵深

旅夢暗隨切 鄉思日益心

雁歸伝消息 憑渠得知音  
愁懷日極、身病未痊、精神喪尽、又無考韻之集、有此  
不精幸勿却焉  
流首座静榻

丙子仲秋句二 朝鮮漂客李先達

[F-17] 李志恒が仲秋望の月や旅愁を題材に、孤愁や  
仙境への憧れを詠んだ詩

謹呈流首座静案  
碧天寥闊月生東 望裡秋光到处同  
我独停杯煩一問 玉蟾無語轉瑤宮  
又  
千峯月色夜三更 露洗長空河漢明  
異城秋声驚客夢 煎茶窗外一樽清<sup>(宋)</sup>「城字同上」  
右昨日朝鮮之仲秋望也  
細截金刀炊作煙 流來東土幾多年  
憑渠果得長生術 君我國人尽是仙<sup>(宋)</sup>「憑乎」  
炎精吸尽口生煙 黃葉金枝得長年  
若使秦皇知此物 三山応不覺神仙  
右旅懷愁寂長、便南草為友、故作句  
丙子仲秋句六 朝鮮漂客李先達

[F-18] 李志恒の詩に応じて詠んだ慧海の詩

謹和仲秋芳韻、伏乞慈斤  
秋滿朝鮮日本東 今霄誠識快情同  
吟高君句無人賡 偏出天邊驚月宮  
又  
雲沒日沈月一更 氷輪吐影十分明  
今霄添得思君意 坐誦清詩骨也清  
和南草詩  
僧本不須南草煙 一糸香氣薰多年  
從教世上長生術 晨誦暮禪仏裏山  
丙子八月十五日 僧惠海智潤瑞流稿  
李志恒尊丈

[F-19] 仲秋前夜に月と静寂の海を題材に詠んだ詩

八月十四日夜  
松浦月幾望 浮雲吟裏晴  
九分秋夜足 万里海方清  
歡樂非僧志 期驕是俗情  
欲心何日尽 天道本虧盈

[F-20] 仲秋当夜に満月を題材に詠んだ詩

八月十五夜  
海辺近処晚望遠 吟喚悠々対月明  
一歲風光得今夜 十分皓魄洗塵情  
光浮天際宿鳥噪 影映潮瀾遊鰲驚  
窮僻從來詩友少 独懷鄉思過三更

## 付録2 『松前家記附録外国部』 「朝鮮漂客李先達関係資料」 (北海道大学附属図書館所蔵 旧記 0619(4))

### 『福山秘府』未収 朝鮮人漂着事件の概要

元禄九年五月十二日、朝鮮人李先達、金僉知、孔裨将、金裨将、金自福、金貴同、金泰史、金汗男、小舟ニ乗シテ礼文支里島ニ漂着ス、十三日、夷酋之ヲ宗谷ニ導ク、二十日、羽保呂ニ至ル、金山奉行新谷十郎兵衛之ヲ慰撫シ、乃チ其請ニ応シ、孔裨将以下新谷ノ属吏ヲ附シテ舟行セシム、七月十九日、松前ニ至リ、即日登城ス、李先達、金僉知、新谷ト陸行ス、廿四日、松前ニ至ル、廿五日、登城恩ヲ謝ス、八月十日、漂人公通ノ朱章ヲ賜フ、廿三日、湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛以下三十四人、漂人ヲ護送シテ東上ス、九月廿二日、江戸ニ至ル、乃チ漂人ヲ对馬侯邸ニ送り、邸監鈴木半兵衛ニ附ス、十年二月三日、对馬侯手書ヲ以テ、客冬十二月十四日漂人帰国ノ事ヲ告ク

### [A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

漂人文章

我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来事、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者以至二十日、累口人命飢餒多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣誠信之義為念、救饋口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂人李先達

右新谷重郎兵衛ニ接見シテ、贈ル所ノ書牘ナリ

### [C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

余是本国慶尚道東萊府中居、曾添武科人也、適因在京主将拜授江原道監司、在郷之情不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不弁東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢日本人所乘大船、指口腹以示飢渴之状、則停帆小留、許救粮米、隨船以来之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝觀望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆

飢餒、幸頼 天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹之人新谷重郎兵衛、慘見飢餒之色、厚惠粮糗、舟中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命伏乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不死 生、必有恋憂欲裂之傷、並量情理万分善処、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所对、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信

一為侍者業、文武以試科挙、隨忝樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊称之号也、居在東萊境金山土

一耶蘇之称在干本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

日本国松前州大守閣下

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

### [C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不義之事也

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有買売之事、而先以空手、同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之挙、襦衣尽売於毛衣之援、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数日所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

### [C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖学為道、著書文科、射弓武科、取人才貌而付職、祭神之法元無、以其亡親、慰設酒肉而祭之、一年、正月正朝、二月寒食、三月清明、四月八

日、五月端午、六月望日、七月望日、八月秋夕、墳墓  
伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、  
当死日等、香火祭之、耶穌之言不知、朝鮮元無

**[E-3] 松前藩主からの贈り物に対する感謝**

又  
帖下紗綾三端、方絹二端、白綿一封、白紙一束、常紙  
二束等物伏受感祝

松前州大守案下

丙子七月二十六日 朝鮮漂人

李志恒

高橋泰光

**[E-4] 高橋浅右衛門を含む複数の恩人に対する感謝**

又  
昨因鄙我為現殿様之前、頗遣気勞、退帰旅軒之時況有  
同臨之慰、達夜思心多感無謝、且奉殿様再度書給之  
章、無非恤我之語、再三披閱罔極之誠、未嘗少馳于心  
矣、人皆有一天、我独有四天者也、上有殿様之撫、次  
有尊公之護、又有十郎之活、蒙此四天之恩、歸郷朽骨  
世路無久、人似朝露、各在他邦、知恩無路、祝手之外  
更無余謝、只得一夜來問候、不宣草式

丙子七月二十七日 朝鮮漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-5] 贈り物や親切を断れない立場の難しさと感謝の気持ち**

又  
昨臨陋旅之亭、冒昏勞歸、況有殿様撫念脱物、不可拒  
理於道礼、故依受感祝達、夜無寝、尤不勝惶恐欲審夜  
來、尊公氣候安寧、不宣姑惟照察上状

丙子七月廿七日 漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公閣下

**[E-6] 江戸護送への期待と感謝、ならびに自身の現状と心情**

又  
昨臨陋寓、傳喜慰客、感荷深情不可輕謝、然曾日流首  
座雖無對顔之分、詩情往返已悉中矣、欲有面議一番相  
識、而貴国法度極嚴、故生心不望者日久矣、今有江戸  
之護送、樂莫樂兮、有各拔扈之魚志者也、心胸隔愁詩  
之好悪未嘗有意於一時、且以武弁少習庸才業、在武徑  
已是年久廢而不習者今為三十年之久、幸承流韵僅以審  
習和之、勿以為咎之意、伝論解焉、曾告一事、我之褥  
尽濕於海水、所見可測、故捨与夷子、而今無外造之  
色、一路所見似甚疲累、留此  
久日悔必道、及亦無光彩、於尊公待我之至意者、然故  
不顧廉恥、諸念小事、敢此妄告望須留神善処焉

丙子八月日 朝鮮漂客李先達

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-7] 援助への感謝と謝文送付遅延の説明、占いに関するやりとり**

又  
昨臨陋寓冒昏勞還、深感無謝、志恒伏蒙殿様下恤之  
沢、累受衣資、伏受祝手之感、他無仰告、所受謝文今  
始書納、亦勿為罪、尊公從客順序告由、何如不勝未安  
之至、且占卜事、今日戊子也、聖有子不問卜之語、姑  
停不擲明當從命、是計流首坐前送簡、伝致亦望  
下示問帖語 太過拜受、閱覽不勝惶感、此後又有下  
問、依從貴命伏計

李志恒

**[E-8] 夜間の訪問と労いへの感謝、占いの解釈文の送付**

又  
昨昏臨陋冒夜勞還、不勝感賀、無以仰謝、企伏荷尊  
念、無恙度日、尤無所謝、昨日下午擲錢兩診解本文書  
送幸考納焉、余不宣式

丙子七月二十九日 李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-9] 厚意への感謝と近況、ならびに書写遅延の謝罪**

又  
謹問此辰尊公時候何如、志恒特荷厚恤之誼、專蒙殿様  
之大沢、頓食無恙、伏感罔極之誠、銘心弥篤祝手之無  
暇、而曾日下教膳冊、意欲趣即書納、而近因臂痛、層  
劇執筆成字、甚是不精、如是太晚進上、罪實非輕、望  
須尊公勿以為咎、姑此為草、更令精膳、伏未知何如、  
憑此送便兼候問安、不勝未妥、不宣伏惟下照謹状

丙子八月元三 朝鮮漂人李先達志恒

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-10] 書簡の確認依頼、占いの経過、櫃製作の依頼等**

又  
昨呈殿様案前替納簡牘、尊公其已就鑑否即問、此辰待  
中氣候何如、志恒荷下念、僅保客喘、伏感之外不知仰  
謝、再昨置此占事、今朝擲錢始扱一人之數、而一日之  
中不可一人再卜之例、故明當擲扱伏計、非不知人事之  
如何、而曾有所告、且切客篋如是放達、不勝未安之  
至、今送尺量紙条、下令匠人、造給一櫃、生色他邦之  
人、特伏待而尊有自外周旋之勢不稟於殿様案前、伏未  
知何如、不宣伏惟

八月初六日 漂人李先達志恒

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-11] 訪問への感謝と占い概要の送付、腕の病によ**

**る書写不十分への謝罪、櫃製作の催促**

又

昨昏勞臨陋寓、感謝感謝手尽不可目外、形於許多条尽之吉凶、奈何纔以男女兩論之大概送呈小垂覽察焉、書写事漂人、多傷眼暗、又極臂痛、不能成字、誤染明紙、不勝愧慚、然只以他國人之写勿罪、寬留如何、且造櫃尺量依以下諾付送望須指揮匠人、帰期在邇、隋令速造、何如不宜式

丙子八月旬八 漂客李先達

高橋浅右衛門尊公案下

又冊三件送上考納

**[E-12] 病気による食事困難のための米と魚の交換依頼**

我帰期当迫、病又交侵、心亦尽腐之中、無膳難繼、以我之米斗給、換得生魚一二尾、以養病口一時之所嘗味、伏望尊公特令下司、換質以給之意言及伏望々々

丙子八月望日 朝鮮漂客李先達請状

高橋浅右衛門案下

**[E-13] 病気による訪問不可能と返書および詩の送付**

又

近有未対貴顔、有呻吟之患、一未修問尊体候、無情太甚、昨恩流首坐之間牘、今纔和呈、望須忘勞替伝如何、且呈一律、覽非掛眼、幸尊公勿咎焉

八月旬 朝鮮李先達

高橋浅右衛門案下

**[E-14] 腕の病による書写不十分への謝罪と詩の送付**

又

下示書写事、十分詳察之、余臂病方劇、一張自然誤書無用、只以四幅書呈、而多有不精、勿咎焉

八月永七日 朝鮮漂人李先達

高橋浅右衛門案下

杜詩四卷、写幅四張 日時並呈

**[E-15] 腕の病による書状遅延と出来不十分への謝罪**

又

久受殿様下命、臂病甚劇、不能自由、今始太晚進上、不勝惶恐、然志不宜式

高橋浅右衛門尊公案下

自著之余心甚鬱々、所思不精、勿罪焉

**[E-16] 秋の寒さに耐えている状況と厚着支給の要望**

又

秋氣入寒、衣薄能不寝夢、忍寒而已、伏乞尊公、十分善処衣所入上下之意、告達書呈伏望々々、謹拜上書

丙子八月二十日 金僉知拜

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-17] 喜報への感謝と殿様への書状取次ぎ依頼**

又

日間勞臨陋寓、特伝喜報心快欲狂第、有志恒所懷、故上書於殿様案前、書封以呈、伏乞尊公指令入納於殿様案前、伏乞望々

丙子八月二十一日 漂人李先達

高橋浅右衛門尊公案下

**[E-18] 対面後の安否伺いと寒さへの配慮としての衣服支給への感謝**

又

昨夜相面、喜言拜別之後、尊侯夜間気体万安乎、再三陳達、惶恐而已、伏乞、天婦寒来、悶極々々出、去日少尊公有念上下則造衣還帰之、至伏望々、余言面叙、伏唯不宣謹再拜上書

丙子八月 金僉知拜

**[E-19] 雨による荷物損傷防止のための油紙支給の要望**

又

雨勢如此、支離不止、行中襟褥及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月日

高橋浅右衛門前 李先達、孔裨将請

**[E-20] 雨による荷物損傷防止のための油紙受領予定の報告**

又

路中持去襟褥及其他漏雨濡湿之卜、結裏為計、油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望

丙子八月二十八日 漂人

**[E-21] 家老三公の訪問への感謝と別送書付送付の知らせ**

又

昨日雨中勞臨陋寓、慰叙 神儀、不勝感賀、小録別情須 量監察、不備伏惟

下照 上状

松前州家老三公案下

丙子八月日 朝鮮国漂人李志恒判

**[E-22] 金および鷺羽を朝鮮に持ち帰ることの価値と贈与の要望**

小録

朝鮮無識金所鑄之法、尤無産出、買売之規如有用処、則大国往来貿用、即聞

貴州多産云、真金五六分、或一二錢、有紋鷺羽五六箇、特許惠、然以帰我国、誇徳見物之喜何如

李志恒判

### 付録3 『漂流朝鮮人李先達呈辞』（北海道立文書館所蔵 旧記 2276）

#### [A-1] 漂流の経緯および助けを求める願いを記した書簡

漂流朝鮮人李先達呈辞完

元禄九丙子年夏五月、漂着朝鮮人先達手啓  
我是慶尚道東萊府中居、武科及第、有爵之人也、以本国江原道往来、乘此小船、向去海路矣、前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制船、雲霧四塞、咫尺不弁、昼夜漂流、在海飢渴者、以至二十日、累口人飢餒多日、自分死、仰天痛哭矣、幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之、又以交隣信之義為念、救饋口、指示歸途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式

丙子五月二十日 朝鮮漂人李先達

#### [C-1] 李志恒が松前藩主に宛て、漂流の経緯と救援・送還の要望を記した書簡

朝鮮国漂人李志恒呈辞

余是本国慶尚道東府中居、曾添武科人也、適因在京主将拜授江原道監司、在郷之情、不可不往、謁而去、四月十三日、只以单身乘此小舟、由海道向往矣、未及到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船、仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不知東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢海上日本人所乘大船、指口腹以示飢餓之状、則停帆小留、許救粮水、隋船以来之余、又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝視望四方、無一山形之微見、自至多日、人皆飢餒、幸頼天助、五月十二日始泊于 貴州北土一境、雖免海中之滄死、饋活無人、勢將必死矣、適遇採金店舍於其近地、其主幹人新谷十郎兵衛、慘見飢餒之色、厚惠粮腩、船中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活、敢触 嚴命伏乞、特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤、負恩如山、無以為報、家有鶴髮慈親、漂風日久、不知死生、必有恋憂欲裂之傷、並量情理万分善処、一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜、指示歸道、速令護送、不勝惶悚以陳

一下問所対、本国常人之子、為僧居寺、小尚仏事、人皆不信也

一為侍者業、文武以試科挙、隋參樽而用才就職也

一余之官名志恒、姓李、位先達也

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊称之号也、居在東萊境釜山土

一耶蘇之称在本国元無所聞、不知其理、神祇之禱、小有常人之所尚、侍人之家、無一行之、只以儒道為尚也

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達判

日本国松前州大守閣下

#### [C-2] 漂流民の構成や護送の必要性、滞在による生活困難への懸念を述べ、早期送還を求めた文書

一蝦夷之類、別無不之事

一孔裨将、金汝方兩人、編伍武士也、請我偕往江原道、探得有売買之事、而先以空手、同乘一舟、今有漂患之事、其余皆海夫也

一木札事、依為之可也

一既免海中之滄死、必有速歸之拳、襦衣尽売於毛衣援、若留五十余日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮、速令護送之望也

一所求事、採金店舍八人数月所食、蒙活之恩如山、未報、是実如恨之不休也

李志恒

#### [C-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習および祭祀を説明した文書

朝鮮雖有仏法、以常人之所尚、而不至煩擾也、侍之儒道、專以孔孟聖学為道、著書文科、射弓武科、取人才貌而付職、祭神之法、元無、以其亡親、慰設酒肉而、一年、正月正朔、二月寒食、三月清明、四月八日、五月端午、六月朔望日、七月望日、八月秋夕、墳墓伐草、九月九日、十月無、十一月冬至、十二月臘日、当死日等、香火祭之、耶蘇之言不知、朝鮮元無

#### [F-4] 漂着から数か月後、家族を案じながら長引く滞在への不安と孤独を詠んだ詩（※下線部は『福山秘府』未収）

客懷

四月漂舟七月秋 此中何耐愁中愁

漂来想有家人憶 誰報我生尚滞留

又

漂来貴国久 時見月生東 地隔山河異

天運雨露同

#### [F-6] 異郷での漂泊の愁いを詠んだ李志恒の詩と、共感を寄せた慧海の跋文

朝鮮国人李先達、漂風至此、有感而題吟、丙子七月、窃汚朝鮮国李先達所吟二首芳躅、示土人、聊述客懷

離郷六載此逢秋 漂客感吟加我愁  
山月海潮忽惱意 岸華汀鳥淚難留  
又

漂泊是天命 生涯西又東 地分言語別  
客淚与君同

僧本東武江戶人也、寓于松前既六稔、隔海陸万里、重  
山復水、不能日無鄉思、今也圭復 李君高吟而僧亦非  
無淚矣、一覽之後、早付丙丁

高橋泰光貴文案下 阿吽寺住僧慧海草

**[F-7] 漂泊感吟と題し、望郷や孤愁を詠んだ李志恒の詩**

漂泊感吟

泊舟海岸宿 歸夢故郷天 拳床自酌酒  
奉進賀慈親 話妻又見子 会戚飲同飲  
覺来忽驚起 身在水中船  
蟾宮早折桂花後 退在江樹能幾時  
五年関西看尽興 今日漂来有所思

又

仙風吹袂海東来 洗尽平生万丈埃  
勢接天神懸瀑終 功煩思神巖岸聞  
層潭水碧龍応臥 古壁巢空鶴未回  
不応漂愁明月出 浪飛声微最高台

丙子八月初二 朝鮮国漂人李志恒稿

**[F-8] 李志恒の吟に唱和した、漂泊と異郷への共感を表す慧海の詩（※下線部は『福山秘府』未収）**

爾日閱李志恒先達光誦、於是吻攀韻脚、録呈旅軒、上之高覽冀句々字々、細賜斤削亦仁愛之一端也耳、勿敢為皮裏陽秋、大幸

東海放船去 留君異国天 一秋人為客  
数月淚思親 詩賦還添鬱 酒色強進飲  
何当輕一棹 分袖送歸船

又

可憐万里漂流客 此到百愁感旧時  
料憶朝鮮名勝地 天長水遠日相思

又

殊方才子有時来 望裡清篇絶点埃  
草隸書鮮垂露麗 毫端写出画図開  
島中瀑布名初響 浦口鬼神氣可回  
国制得期送君去 不堪暮景上吟台

丙子八月初六 僧惠海智潤流稽類

李志恒先達尊丈足下

**[F-9] 李志恒の詩に次韻し、漂泊と異郷の感慨を詠んだ慧海の詩**

謹次玉韻、流首座浄榻

岸芷汀蘭道 瀑流府北東 小点客愁眼  
清光処々同

且即受瓊琚、累次披閱、不覺驚動心神、臆藏客筐以還呈、且我昨有所感之作、故敢此煩呈、幸賜就覽焉

旅軒愁臥夢飛天 幸遇三山島上仙  
未盡玄談分袂云 夢回秋雨在松前

右夢入仙源、見仙似人感奇

又

玉露橫空素月明 楚天歸雁送寒声  
客堂殘燭悄無睡 河漢西流夜五更

覽後付丙

僧惠海啓

**[F-10] 李志恒の唱和詩に謝意を述べ、臂痛を気遣いつつ詩三首を添えた慧海の書簡**

向嘗因高氏、所呈覽鄙吟、即辱回示、原加批点、無仰謝謝、況賜再和、且示感吟二首、薰誦不已、寔本桃瓊報、愧慰多集矣、就承先生頃日患於臂痛、想夫漂泊日久、係一室之内、得無伊鬱乎、此臂痛之所以發也、不佞窃為先生苦之、然而物皆有天数、古之人有奇才者多奇窮、所謂見孔聖顔子可知之、況其余乎、密希千万保重、下情不任胆望之至矣、謹賡感吟二首、且写卑懷一首、具之別幅、汚 清眸、敢望斤風、冀勿靳慈誨也、嗟々会更未期、監書惘然、惟心亮

丙子八月初七 僧惠海智潤瑞流拜呈

李志恒先達足下

**[F-11] 李志恒の詩に次韻し、あわせて自作一首を添えた慧海の唱和詩**

寅賡玉韻、呈旅軒、伏乞慈斤

君到秋宵三島天 鳳客想好化神仙  
恍然夢覺投五句 瓊韻金声響几前  
近望旅軒对月明 忍聞孤雁報人声  
客宵愁察夢難結 我亦思君到曉更

又呈卑懷

海瀛万里朝鮮客 不慮秋來結筆盟  
欲賡高吟々舌短 強為鼓吹似蛙鳴

丙子仲秋初七 僧惠海智潤瑞流稿

李志恒尊丈足下

**[F-12] 李志恒から慧海の唱和詩への謝意を述べ、病苦を訴えつつ和韻詩四首を添えた書簡**

昨承問札、憑審迪吉、兼奉 玉吟、披閱再三覺惘然、雖無面語、相近之歡、宛对平昔之清顔、深感無謝、僕本武弁、尋章摘句、僅以成様、寔是庸鄙、而濫許先生之称、一何誤乎、愧赧何堪、臂痛方劇、拘居寂寞之所、心催千山之愁、且偏風熱瘡腫、服藥呻治之余、謹

将拙句太晚、和韻又呈客懷四首、幸勿却、高眼就覽、  
付而如何、不宣哉

流首坐静案 朝鮮漂客李先達

**[F-13] 漂泊の愁苦や秋景を詠み、さらに鐘声の感興  
を添えた李志恒の詩**

曾有林泉約 漂来負初盟 寥々無外事

庭樹老蟬鳴

秋感客懷

松城秋月夜初更 淡白余光照客床

寂寞漂人愁不寐 滿庭花樹響空廊

身為漂到未歸人 家在蓬萊洛水滨

月白庭中涼露温 風清簾外客愁新

一抹浮嵐山外收 荻花楓葉暮江頭

西風吹送三湘雨 驚覺人間八月秋

又聞鐘

曉鐘声送客夢驚 月明窓外雨初晴

梧桐露滴秋風起 園草螢飛夜五更

朝鮮漂客李先達呈

**[F-14] 李志恒の詩に唱和して自作を呈した慧海の詩**

再賡 李先達尊犬光誦、呈吟梧前、伏乞慈斤

方外難為友 吟床僅得盟 贈君山野句

強慰不平鳴

**[F-15] 李志恒の唱和に対して、慧海が自らの不才を  
詫びつつ、一首を呈した書簡と詩**

昨賜高和、且示感吟四首、盟誦律々、久之不止、試欲  
攀

芳趾、即搜枯腸、未得一字、故以呈卑興一首、煩塵清  
眸、所恨智潤練句不精而剩質、不足以稿斤正己、密冀  
高明、更哀其不才、細賜郢教、大幸々々、不勝惶恐、  
以録猪尾

秋夜早懷

浦口上桜望 吟胸映古今 露寒秋氣老

雁報苦愁臨 孤館山間月 故郷万里心

此時多感慨 異境少知音

丙子八月旬一 惠海智潤瑞流拜呈

李志恒先達尊公足下

**[F-16] 李志恒が次韻し、漂泊の愁苦や郷愁を詠んだ  
詩**

謹次玉韻、流首座静榻

窓外風肅々 庭前月古今 洞裡煙霞好

波頭歲月深 日暮沙汀岸 忘機世路心

節近南飛雁 憑知得喜音

又次

異域秋天夜 漂愁在目今 風光非憂累

羅月冷侵深 旅夢暗隋切 郷思日益心

雁歸伝消息 憑渠得知音

愁懷日極、身病未痊、精神喪尽、又無考韻之集、有此  
不精、幸勿却焉

流首座静榻

丙子仲秋旬二 朝鮮漂客李先達

**[F-17] 李志恒が仲秋望の月や旅愁を題材に、孤愁や  
仙境への憧れを詠んだ詩**

謹呈流首座静案

碧天寥潤月生東 望裡秋光到处同

我独停杯煩一問 玉蟾無語轉瑤宮

又

千峯月色夜三更 露洗長空河漢明

異域秋声驚客夢 煎茶窓外一樽清

右昨日朝鮮之仲秋望也

細截金刀炊作煙 流来東土幾多年

憑渠果得長生術 君我国人尽是仙

炎精吸尽口生煙 黄葉金枝得長年

若使秦皇知此物 三山応不覺神仙

右旅懷愁寂長、便南草為友、故作句

丙子仲秋旬六 朝鮮漂客李先達

**[F-18] 李志恒の詩に応じて詠んだ慧海の詩**

謹和仲秋芳韻、伏乞慈斤

秋滿朝鮮日本東 今霄誠識快情同

吟高君句無人賡 偏出天玦驚月宮

又

雲没日沈月一更 冰輪吐影十分明

今霄添得思君意 坐誦清詩骨也清

和南草詩

僧本不須南草煙 一糸香氣薰多年

從教世上長生術 晨誦暮禪仏裏仙

丙子八月十五日 僧惠海智潤瑞流稿

李志恒尊犬

**[F-19] 仲秋前夜に月と静寂の海を題材に詠んだ詩**

八月十四日

松浦月幾望 浮雲吟裏晴 九分秋夜足

万里海方清 歡樂非僧志 期驕是俗情

欲心何日尽 天道本虧盈

**[F-20] 仲秋当夜に満月を題材に詠んだ詩**

八月十五夜

海辺近処晚望遠 吟興悠々对月明

一歲風光得今夜 十分皓魄洗塵情

光浮天際宿鳥噪 影映潮瀾遊鰲驚

窮僻從來詩友少 独懷郷思過三更